

財 政 運 營 方 針  
財 政 健 全 化 計 画

《平成 20 年度～平成 29 年度》10 力年

平成 19 年 9 月



安芸高田市

## 目 次

市財政の現状と今後の見通し .....	1
<b>1 市財政の現状 .....</b>	<b>1</b>
(1) 決算規模 .....	1
(2) 歳 入 .....	2
(3) 歳 出 .....	3
義務的経費 .....	3
普通建設事業費 .....	4
(4) その他 .....	6
地方債残高 .....	6
基金残高 .....	8
経常収支比率 .....	9
起債制限比率 公債費比率 実質公債費比率 .....	10
公債費の推移 .....	11
普通交付税の合併特例加算 .....	12
地方公共団体の財政の健全化に関する法律について .....	12
人口の推移 .....	14
(5) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料</span> 決算の推移〔決算規模・歳入歳出決算・財政指標等〕 .....	16
<b>2 今後の財政収支見通し .....</b>	<b>24</b>
(1) 総 括 .....	24
(2) 費目別推計の考え方 .....	24
(3) 現状の分析による財政収支見通し〔健全化方策取り組み前〕 .....	25
財政運営方針の基本的な考え方 .....	26
1 目 的 .....	26
2 計画期間 .....	26
3 目 標 .....	26
4 健全化方策 .....	26

具体的な取り組み	27
<b>1 歳入確保対策</b>	<b>27</b>
(1) 市税等収納率の向上	27
(2) 未利用地売却の推進	27
(3) 受益者負担の適正化	27
(4) 新たな財源確保対策の検討	27
(5) 地方債の活用	27
<b>2 歳出削減対策</b>	<b>28</b>
【内部努力の徹底】	28
(1) 人件費の抑制	28
(2) 内部管理経費の削減	28
(3) 職員の資質の向上	28
【施策の見直し】	29
(1) 事務事業の見直し	29
(2) 投資的事業の見直し	30
(3) 公営企業の経営健全化	30
(4) 公債費の抑制	30
<b>3 その他の取り組み</b>	<b>31</b>
(1) 予算編成及び予算執行における手法の見直し	31
(2) 行政評価システムの導入	31
(3) 行政改革集中改革プランの実施と検証	31
(4) 地方分権・権限移譲への対応	31
(5) 新たな公会計制度への取り組み	31
〔健全化方策と目標効果額〕	32
<b>4 具体的な取り組み後の収支見通し</b>	<b>34</b>
(1) 健全化方策取り組み後の財政収支見通し	34
(2) 財政指標の推計	36

## はじめに

長引く景気の低迷や急速に進む少子・高齢化の進行に加え、現在、国の進めている「三位一体改革」による地方交付税・補助金の減少などにより当市の財政状況は極めて厳しい状態になっています。

バブル経済崩壊後、国は景気浮揚策として、減税や公共投資の拡大を展開しました。これにあわせ合併前の旧六町も、整備の遅れていた福祉施設や教育施設などの施設整備、道路・河川・上下水道の整備などの社会資本の充実に努めてきました。

この結果、社会資本の整備が進んだ反面、財源不足を補うために借り入れた地方債の増加や貯金ともいえる財政調整基金の減少という結果を招きました。

景気が回復すれば税収の増加により財政状況が改善されるはずでしたが、公共投資の拡大による景気浮揚策は功を奏せず、政府は「官から民へ」の考えの下、小さな政府へと急激な政策転換を図りました。

三位一体改革では、地方自治体は自主財源を増やし、自治の拡大が図られるはずでしたが、実際は地方交付税や国庫補助金負担金などの減少により、急激な財政悪化を招いています。

これまで行政改革大綱・実施計画及び集中改革プランに基づき、手数料・使用料の見直しなどの歳入の確保や、人件費、物件費、普通建設事業費等の抑制による歳出の削減を進めてきましたが、これらの行財政改革の進行を上回る速度で財政状況が悪化しました。

今後も税収の大幅な好転は見込めず、高齢化による社会保障費の増加も予想され現状のままの市政運営では大幅に財源が不足する見通しとなりました。このままでは、歳出が歳入を上回る赤字団体となり、その状態が続けば財政的に行き詰る事態が生じる恐れがあります。

こうした状況を回避するために、過去の決算状況を振り返り、これまでの財政運営を分析するとともに、長期的な財政見通しを把握し、計画的かつ着実に財政の健全化を目指すことを目的として、「安芸高田市財政健全化計画」を策定しました。

本計画は、「市総合計画」や「集中改革プラン」と整合を図りながら「住民と行政が奏でる協働のまちづくり」をめざし、誰もが心豊かで幸せに暮らせるまち、「人 輝く 安芸高田」の実現のため、財政健全化を図る行財政運営の指針として位置付けています。

今後においては、国からの依存財源等に頼ることなく、しっかりと足元を見据え自立の道を歩まなければなりません。健全な行財政を確立するためには、行政だけでなく議会及び市民の皆様のご理解とご協力がなによりも必要となります。

市民と行政の協働のまちづくりに一層のご支援をお願いします。

## 市財政の現状と今後の見通し

## 1 市財政の現状

## (1) 決算規模

普通会計の決算規模は、平成 15 年度中途の合併以降、歳入歳出決算ともに年々減少傾向にあります。実質収支額は、いずれも黒字で推移していますが、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額である単年度収支、及び、単年度収支額に財政調整基金積立金、地方債の任意の繰り上げ償還額を加算し、財政調整基金取崩額を控除した実質単年度収支は、合併以降実質的に赤字が続いています。

結果として、貯金を取り崩さなければ、単年度の収入では支出が賅えなかったことを示しています。何の対策を講じないまま、このまま実質単年度収支の赤字が続いた場合、貯金である財政調整基金が底をついた時点で財政的に行き詰る事態が生じる恐れがあり、財政の健全化は急務となっています。

## 普通会計決算規模の推移

(単位:百万円)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
歳 入 総 額	26,200	25,305	22,177	22,184
歳 出 総 額	25,602	24,839	21,513	21,870
差引額(形式収支)	598	466	664	314
翌年度繰越財源	130	33	244	110
実 質 収 支	468	434	420	205
単 年 度 収 支	(101) 468	34	14	215
財 調 基 金 積 立 金	307	350	223	358
繰上償還(任意分)				
財政調整基金取崩額	652	768	313	540
実 質 単 年 度 収 支	( 243) 123	453	104	397

それぞれの項目を百万円単位で四捨五入しているため収支等が合致しない場合があります。

平成 15 年度決算については、年度中途の新設合併により、旧団体は消滅することとなり、統計上の単年度収支は 468 百万円となりますが、カッコ内の数値は、前年度の旧団体の実質収支を勘案した単年度収支及び実質単年度収支を記載しています。

普通会計とは、財政比較や統一的な把握をする目的で、地方財政状況調査(決算統計)上、統一的に用いられる会計区分で、「一般会計」と「公営事業会計を除く特別会計」を合算し、会計間の繰入れ繰出し等を純計したものです。本市においては、一般会計、コミュニティ・プラント整備事業特別会計、飲料水供給事業特別会計が普通会計に含まれます。

(2) 歳入

歳入の根幹となる市税収入は、合併以降、微増で推移しています。

地方交付税及び臨時財政対策債については、「三位一体改革」により減少の傾向にあります。普通交付税の代替財源である臨時財政対策債を含めた狭義の一般財源総額は、平成16年度以降ほぼ同額で推移しています。しかしながら、平成19年度（当初予算ベース）においては、前年度決算と比べると、4億円近く減少する見込みです。

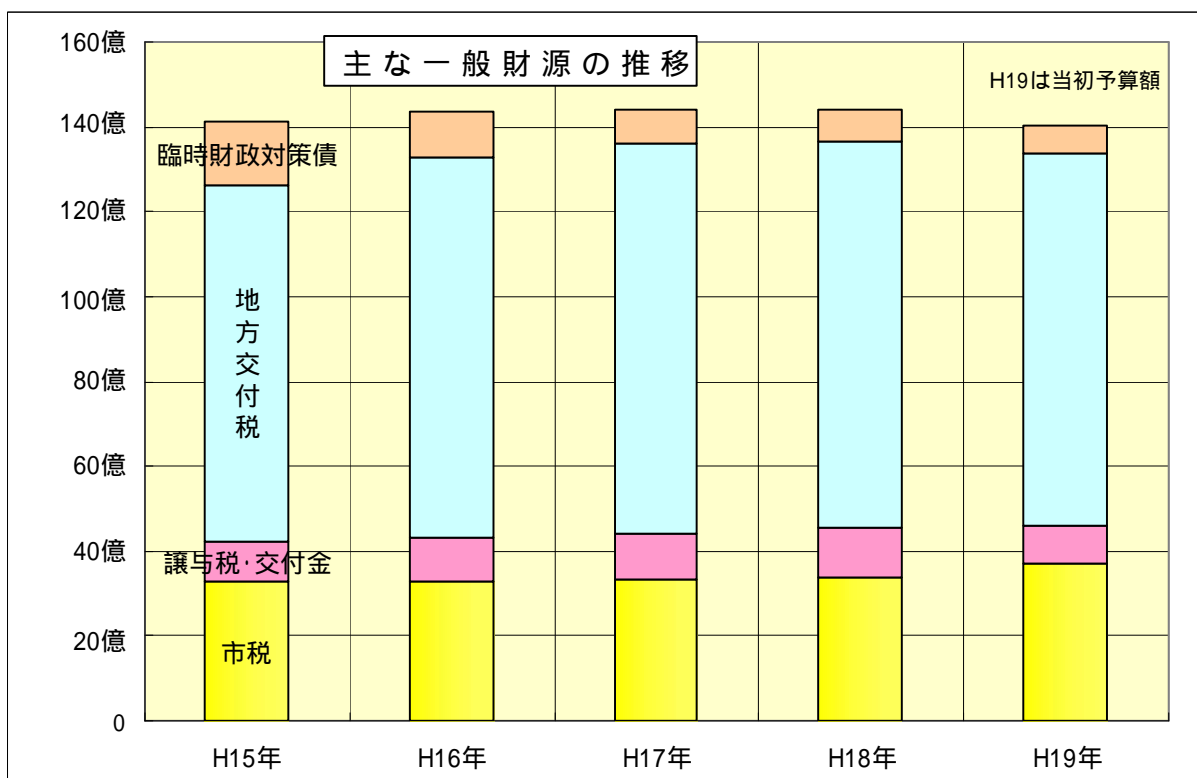
主な歳入一般財源の推移

(単位:百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
市 税	3,286	3,307	3,348	3,392
地 方 譲 与 税	274	320	389	517
交 付 金	648	672	658	642
地 方 交 付 税	8,405	9,002	9,190	9,121
内 普 通 交 付 税	7,459	8,106	8,341	8,310
訳 特 別 交 付 税	946	896	849	811
臨 時 財 政 対 策 債	1,513	1,074	830	743
合 計 (狭義の一般財源)	14,126	14,375	14,415	14,415

交付金(地方譲与税, 利子割交付金, 配当割交付金, 株式等譲渡所得割交付金, 地方消費税交付金, ゴルフ場利用税交付金, 自動車取得税交付金, 地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金)

平成16年度以降の普通交付税は、合併(市制施行)に伴う生活保護費及び合併加算により前年度と比較して増額しています。



臨時財政対策債：財源不足を補てんするために借り入れる地方債で、平成13年度以降、普通交付税から振り替えられている資金です。

(3) 歳出

義務的経費

人件費は、退職職員の不補充などにより年々減少しています。

扶助費については、合併による生活保護費の増加とともに、少子高齢化の影響などにより年々増加しています。

公債費は、合併前後の旧町の事業推進に伴う地方債の発行などにより地方債残高が累増したため、償還額は年々増加しています。義務的経費は、公債費の増高により財政の硬直化が進んでいます。

また、義務的経費に準じる物件費については、平成15年度は合併に伴う電算システム構築費など多額の臨時的経費を要しましたが、以降は減少傾向にあります。

補助費等は、合併以降、年々減少しています。上下水道事業、国保、老人、介護保険特別会計への繰出金は、年々増加の傾向にあります。

義務的経費の推移

(単位:百万円)

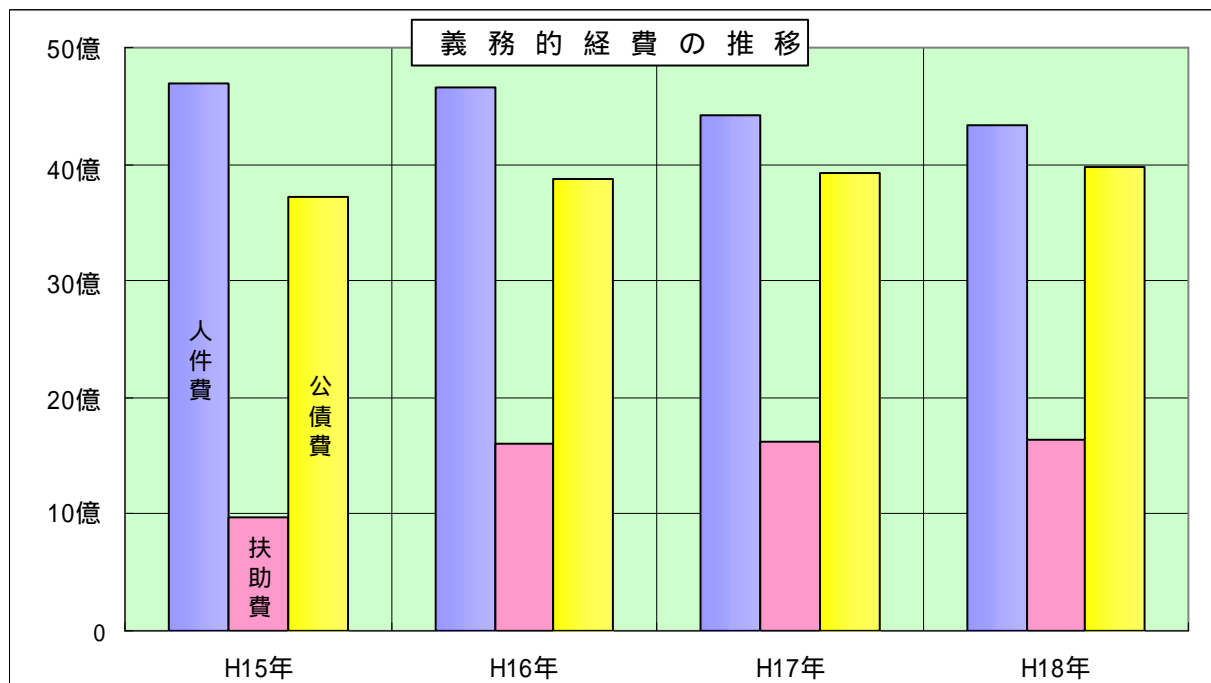
区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
人 件 費	4,698	4,655	4,412	4,336
扶 助 費	977	1,597	1,628	1,644
公 債 費	3,720	3,878	3,929	3,980
合 計	9,395	10,130	9,969	9,960

その他の経費

物 件 費	3,620	3,025	3,042	2,752
補 助 費 等	2,293	1,759	1,682	1,636
繰 出 金	1,892	2,379	2,328	2,428

平成16年度以降の扶助費は、合併(市制施行)に伴う生活保護事務事業により前年度と比較して大きく増加しています。

H17 人口一人当たり人件費・物件費等 安芸高田市 216,089 円  
 類似団体平均 136,605 円 全国平均 121,478 円 広島県市町平均 128,390 円  
 [人件費・物件費及び維持補修費の合計。但し事業費支弁人件費を含み退職手当は含んでいません]



## 普通建設事業費の推移

### 普通建設事業費

合併以前と比較すると、普通建設事業費は大幅に減少しています。しかしながら、人口規模などが類似する県内の団体と比較すると大幅に上回っています。

なお、平成 16 年度以降、地方債償還額が普通建設事業費を上回っています。

### 普通建設事業費の推移(普通会計)

(単位:億円)

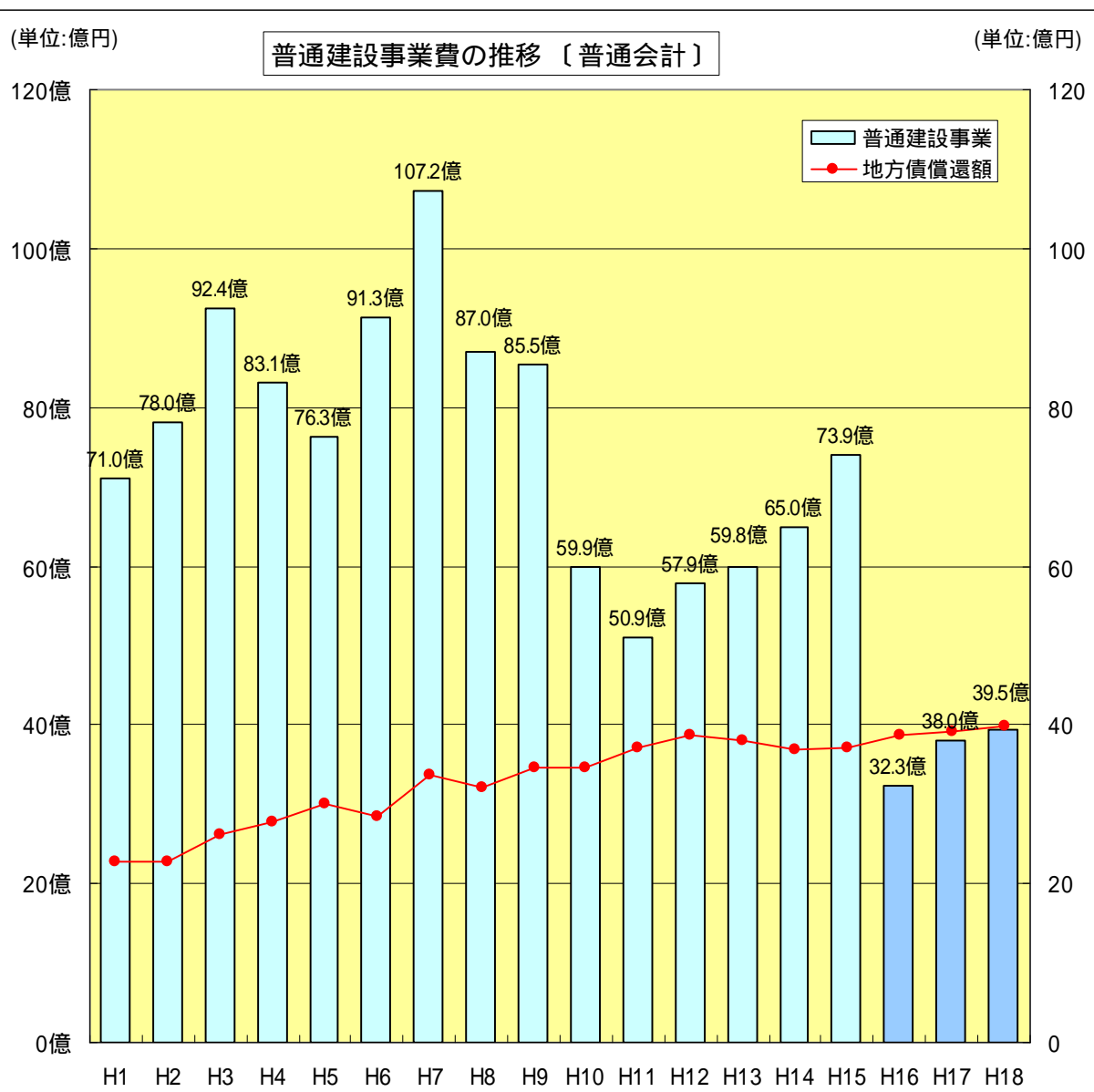
区 分	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
普通建設事業費	59.9	50.9	57.9	59.8	65.0	73.9	32.3	38.0	39.5
地方債償還額	34.6	37.2	38.8	38.0	36.8	37.1	38.7	39.2	39.8

平成 14 年度以前は旧六町の合算数値。

H16 普通建設事業費 大竹市 22.6 億円 竹原市 11.0 億円 江田島市 34.1 億円

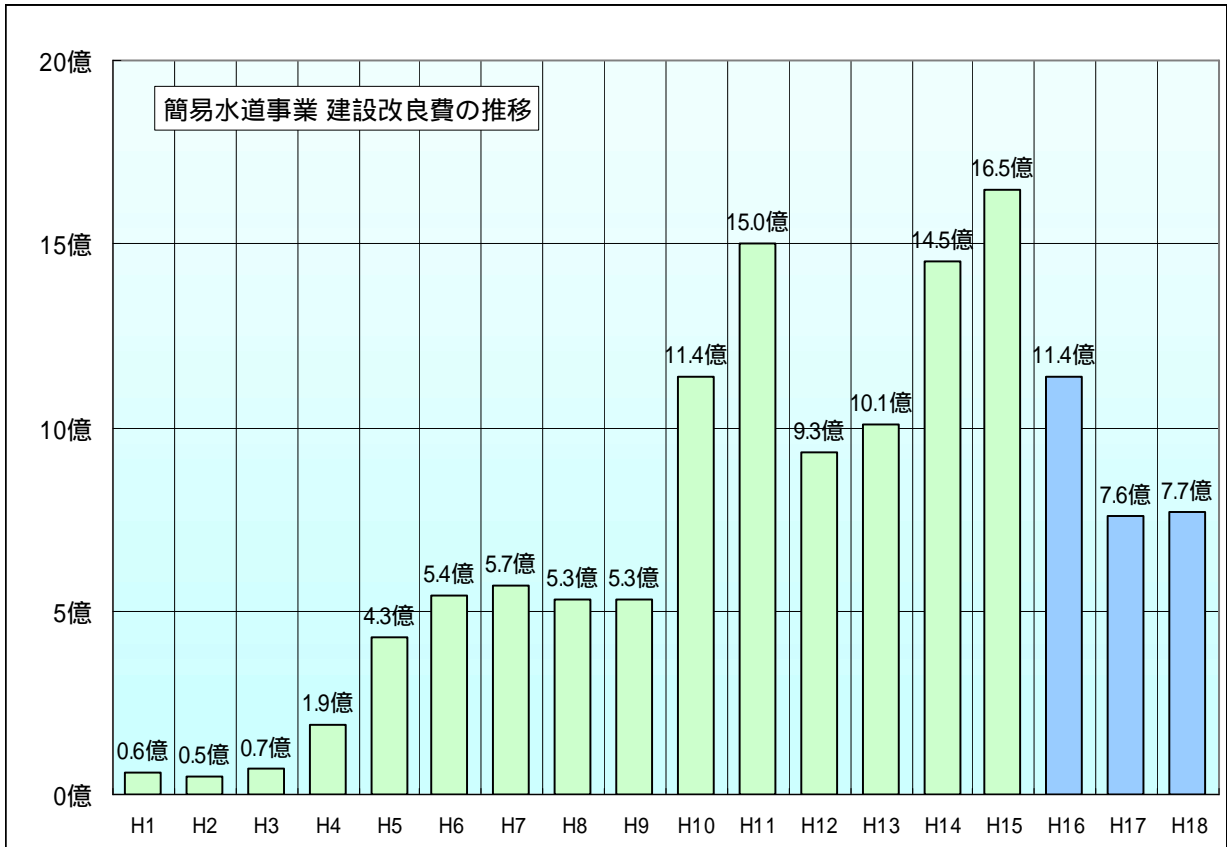
H17 普通建設事業費 大竹市 15.3 億円 竹原市 7.8 億円 江田島市 28.9 億円

H18 普通建設事業費 大竹市 10.7 億円 竹原市 9.9 億円 江田島市 13.3 億円

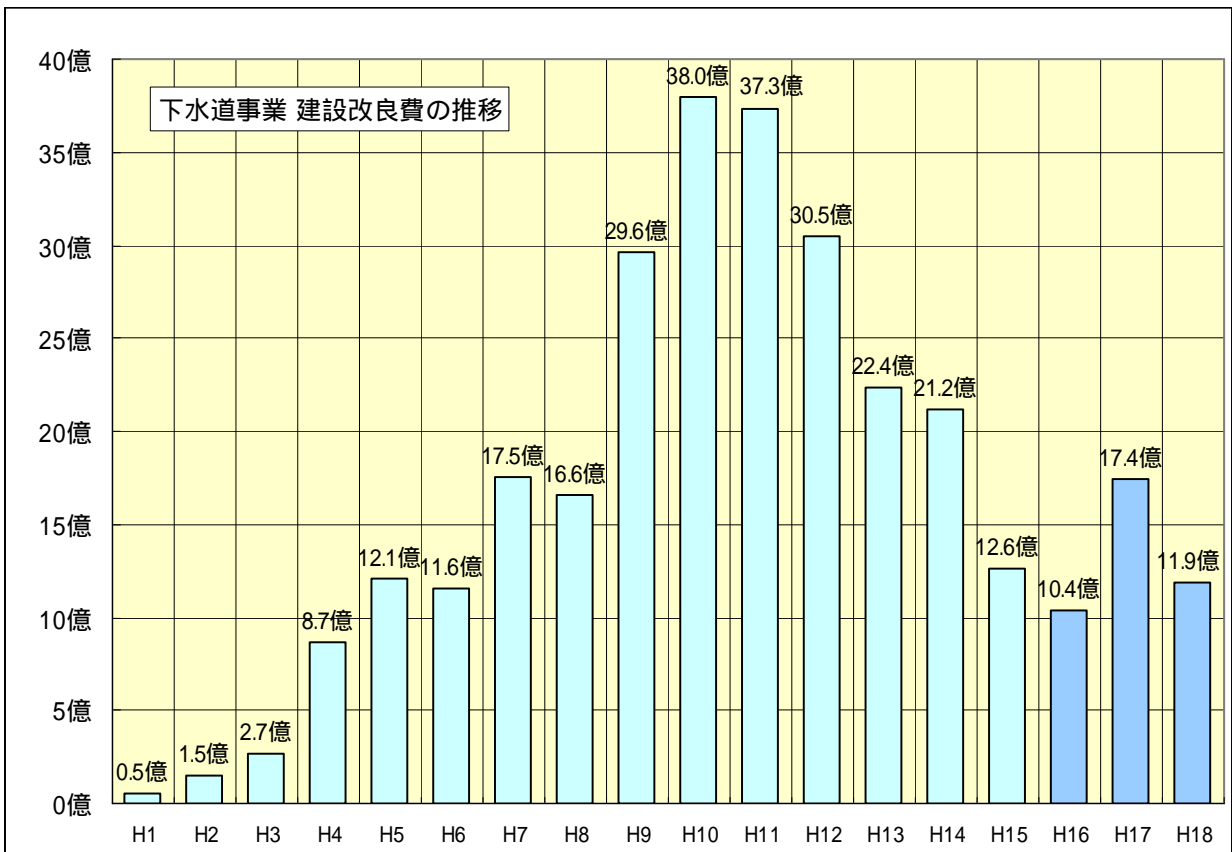




簡易水道事業建設改良費の推移



下水道事業建設改良費の推移



(4) その他

地方債残高

平成 16 年度までは、これまでに借り入れた地方債に対する元金償還よりも新たに借り入れる地方債の方が多いため、地方債残高が年々増加していました。普通会計においては、平成 16 年度が地方債残高のピークで、以降年々減少する見込みです。

しかしながら、将来負担の健全度を考慮すると、人口一人当たりの地方債残高は、全国平均はもとより、類似団体、広島県内市町などと比べても非常に高い数値となっています。

地方債残高等の推移(普通会計)

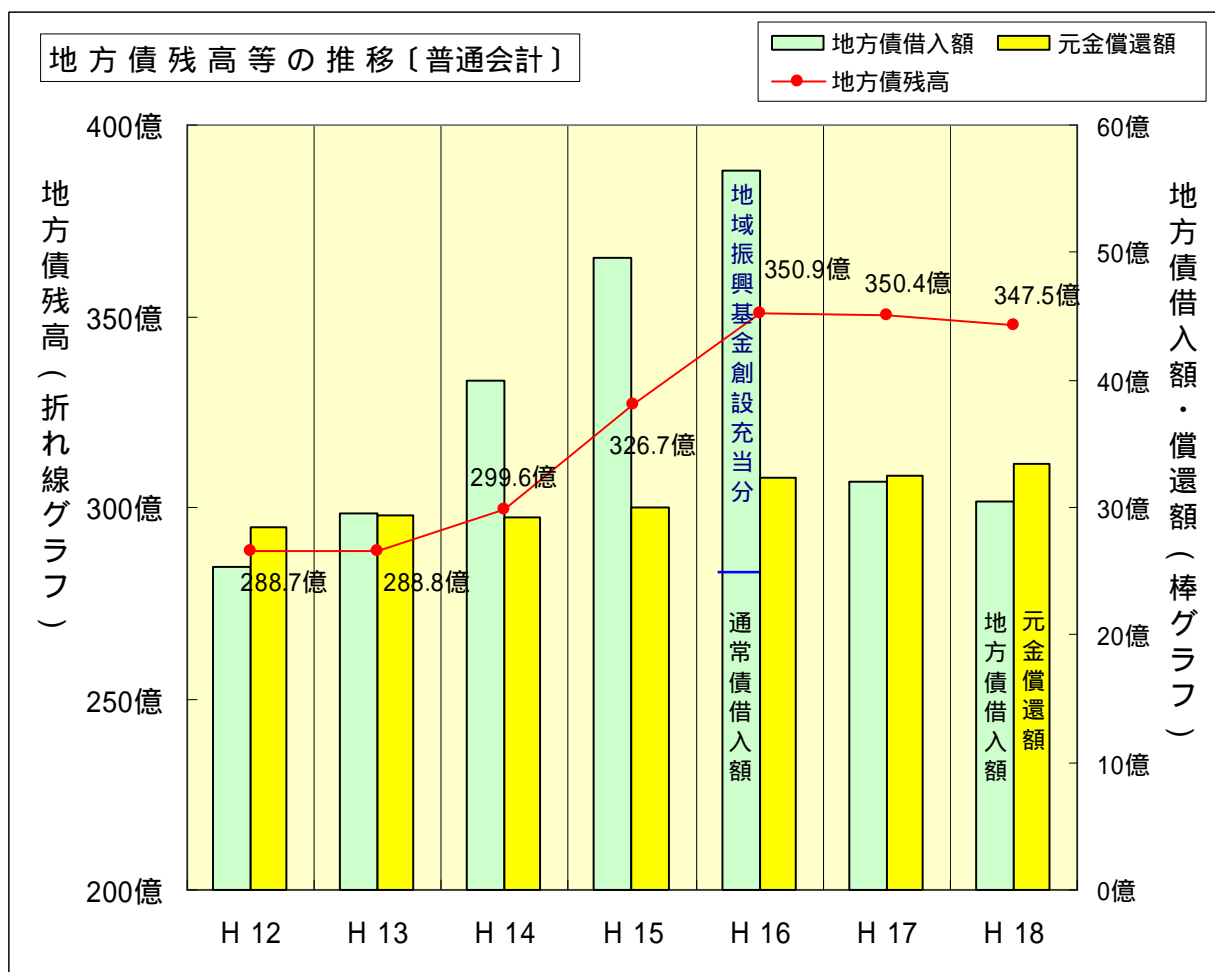
(単位:億円)

区 分	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
地方債残高	288.7	288.8	299.6	326.7	350.9	350.4	347.5
地方債借入額	25.4	29.5	40.0	49.6	56.5	32.0	30.5
元金償還額	28.5	29.4	29.2	30.0	32.3	32.5	33.4

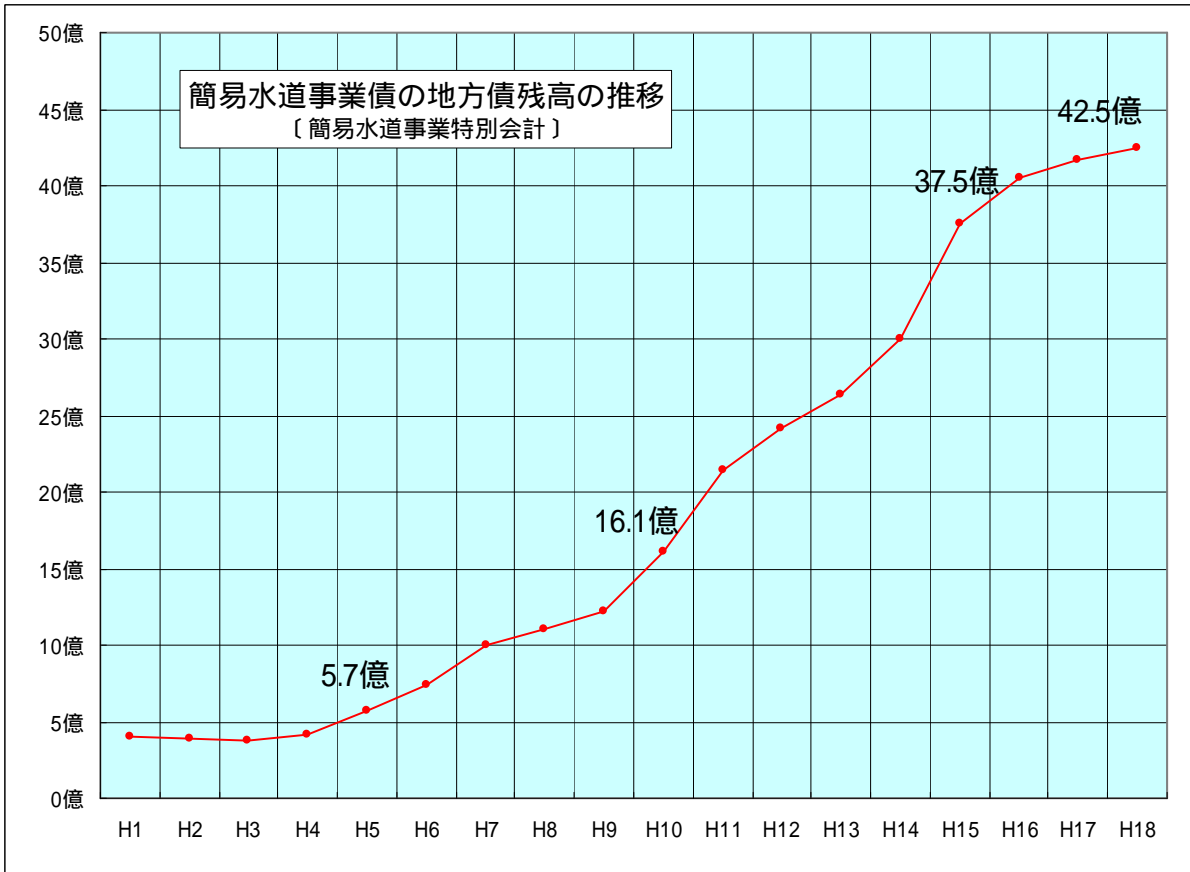
平成 14 年度以前は旧六町合算数値。平成 15 年度は合併に伴い吸収した一部事務組合等の地方債を承継。

H17 人口一人当たり地方債現在高

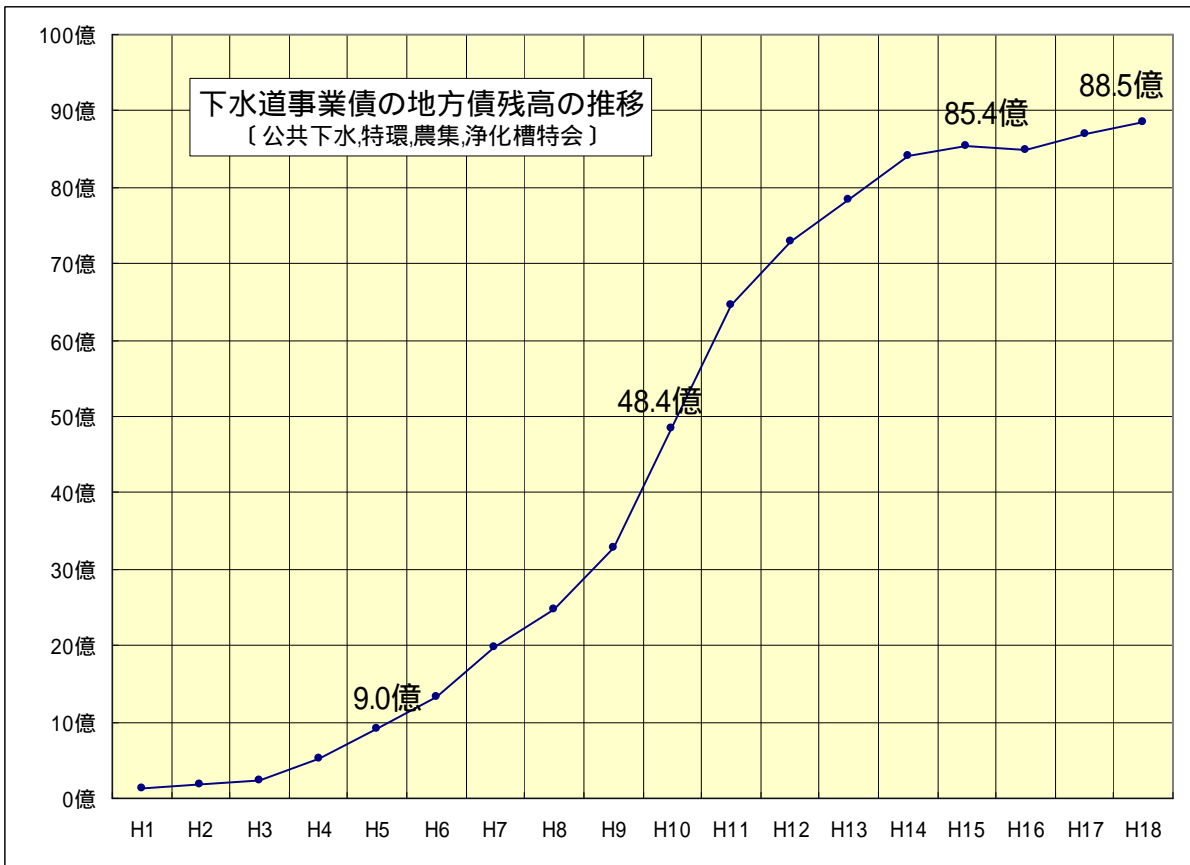
安芸高田市 …… 1,041,088 円  
 類似団体平均 …… 513,074 円  
 全国平均 …… 462,447 円  
 広島県市町平均 …… 652,600 円



簡易水道事業債残高等の推移



下水道事業債残高等の推移



## 基金残高の推移

### 基金残高

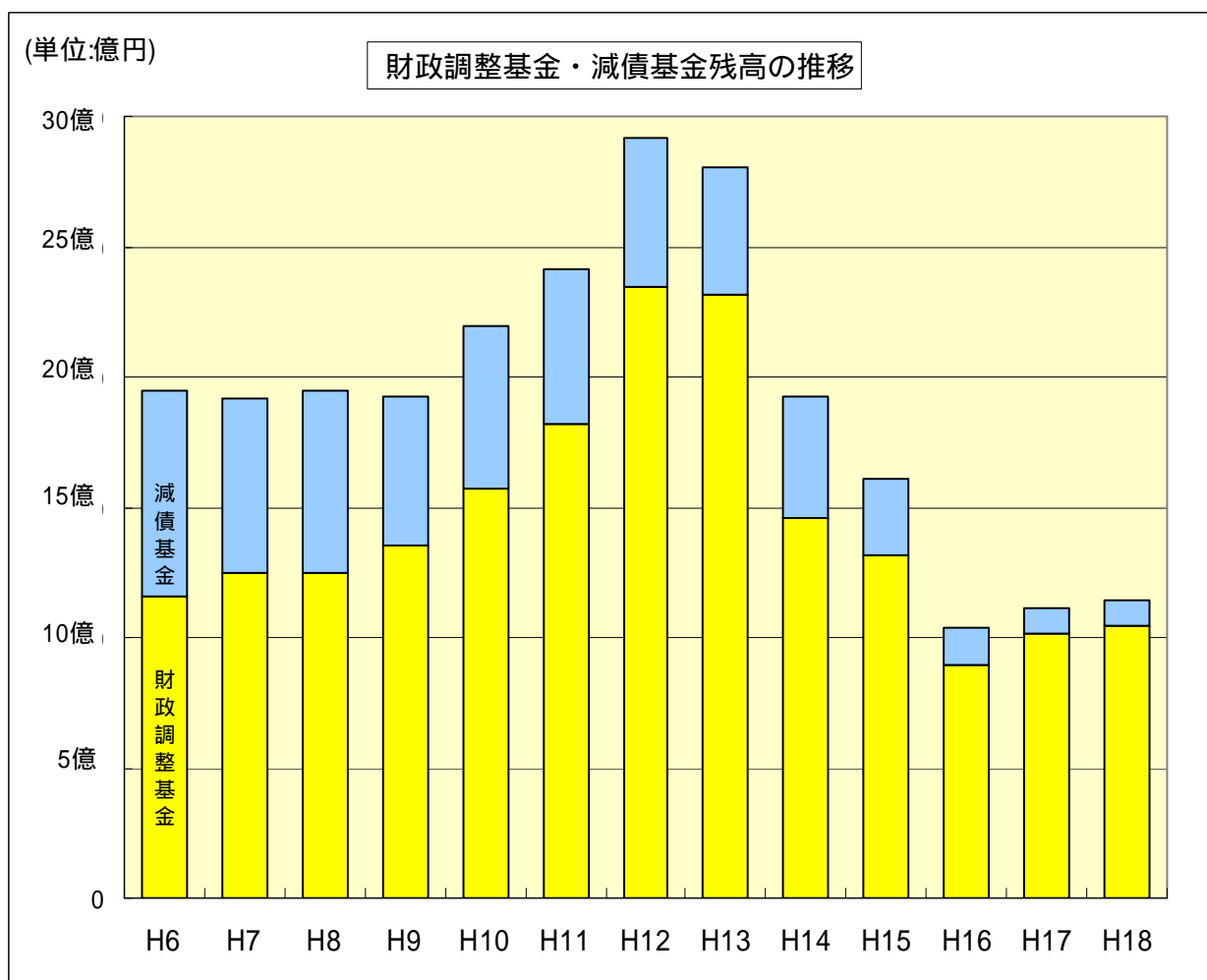
本市の主要な基金である財政調整基金及び減債基金残高の合計は、合併前の平成12年度をピークに年々減少しています。合併後の平成16年度以降は、歳計剰余金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てたことにより、かろうじて減少をくい止めています。また、合併直後の平成16年度には、合併特例債を主な財源として、地域振興基金(33億円)を創設しました。

### 基金残高の推移

(単位:百万円)

区 分	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
財政調整基金	2,343	2,318	1,462	1,313	894	1,018	1,046
減 債 基 金	578	486	466	295	146	96	96
小 計	2,921	2,804	1,928	1,608	1,040	1,114	1,142
地域振興基金	-	-	-	-	3,300	3,300	3,300
その他の基金	1,730	1,644	1,564	1,344	1,600	1,475	1,367
合 計	4,651	4,448	3,492	2,952	5,940	5,889	5,809

基金は普通会計が所管する基金です。



財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整するための積立金  
 減債基金：地方債の償還に充てるための積立金

経常収支比率

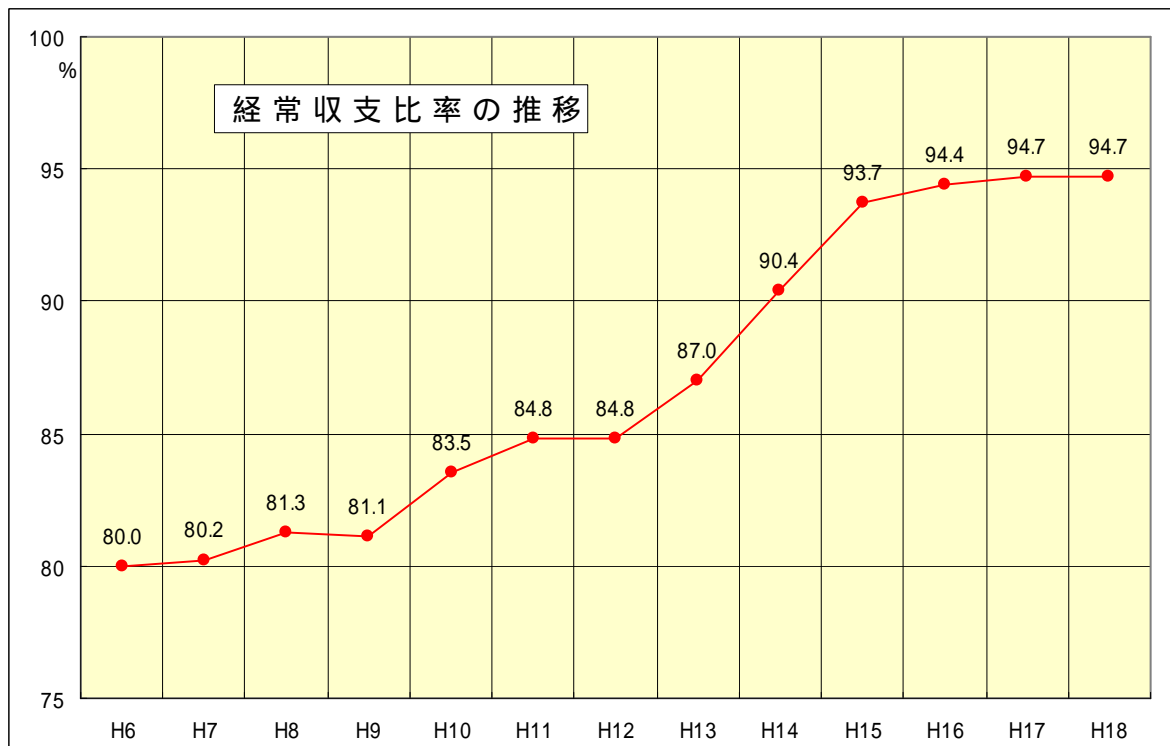
地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する指標のひとつである経常収支比率は、合併以前から上昇を続けており、本市の財政の状況は合併前を含め、かつてないほど硬直化が進んでいます。

経常収支比率の推移

区 分	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
人 件 費	26.8%	31.9%	31.5%	29.7%	29.5%
扶 助 費	1.5%	1.7%	3.9%	4.0%	4.0%
公 債 費	26.2%	27.0%	27.6%	28.0%	28.5%
物 件 費	10.4%	13.1%	13.5%	14.9%	14.2%
維 持 補 修 費	1.4%	1.8%	1.4%	1.4%	1.3%
補 助 費 等	13.9%	7.3%	7.3%	7.5%	7.3%
繰 出 金	10.2%	10.8%	9.2%	9.3%	10.0%
計	90.4%	93.7%	94.4%	94.7%	94.7%

費目別に比率を算出しているため計と合致しない場合があります。

[ H17 経常収支比率：類似団体平均 90.4% , 全国平均 90.2% , 広島県市町平均 92.7% ]



**経常収支比率**：財政構造の弾力性を測定する比率で、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入（一般財源）がどの程度充当されているかを見る指数で、この率が高いほど臨時的な経費に充当できる一般財源が少なく財政構造の弾力性が失われていることとなります。一般的判断として90%を超える団体は、その原因を究明し、経常経費の抑制に留意しなければなりません。95%を超えると財政構造が相当硬直化しているとされています。【経常的な経費に充てられた一般財源/経常的な歳入一般財源総額×100】

起債制限比率等

公債費の比率を示す指標である起債制限比率及び公債費比率は、右の表のとおり地方債の元利償還金の増加に伴い年々増加しており、地方債の償還のピークを迎える平成 22 年度まで上昇する見込みです。今後、計画的な建設事業の実施とともに、将来の公債費負担を見据えた計画的な地方債の借り入れが必要となっています。

また、平成 17 年度決算から新たな指標として設けられた、普通会計、特別会計などを含めた地方債返済額の比率を示す実質公債費比率は、平成 18 年度は前年度と比べ 1.1%増加し 17.9%となり、かなり高い比率になっています。

起債制限比率等の推移

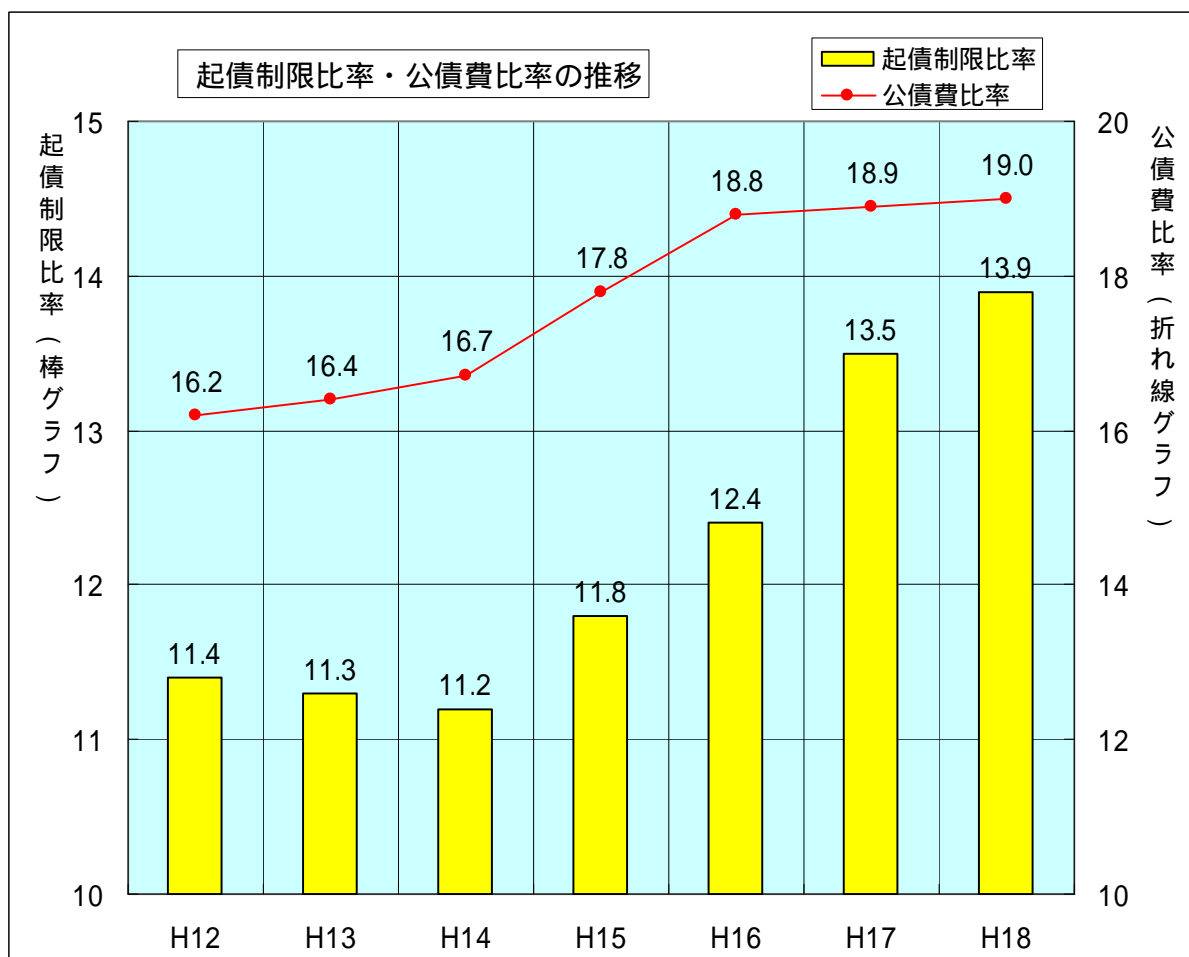
(単位:%)

区 分	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
起債制限比率	11.4	11.3	11.2	11.8	12.4	13.5	13.9
公債費比率	16.2	16.4	16.7	17.8	18.8	18.9	19.0

平成 14 年度以前は旧六町の加重平均数値。

区 分						H 17	H 18
実質公債費比率	-	-	-	-	-	16.8%	17.9%

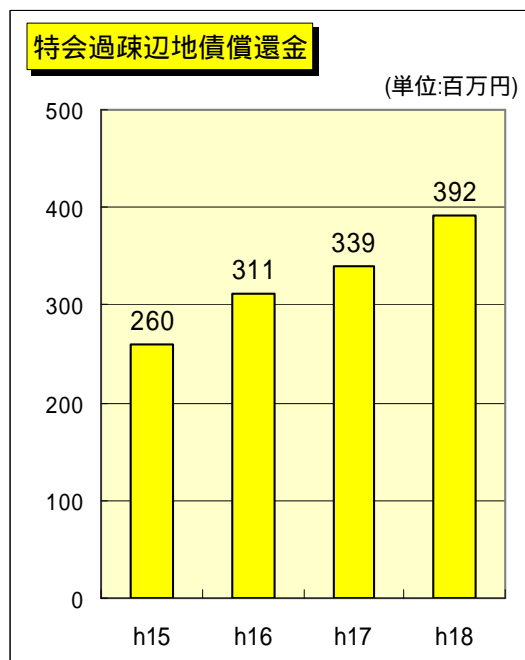
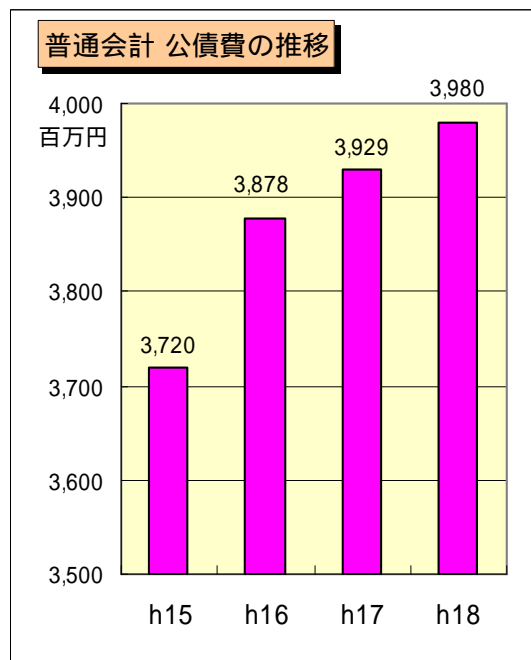
[ H17 実質公債費比率：類似団体平均 16.1% , 全国平均 14.8% , 広島県市町平均 17.9% ]



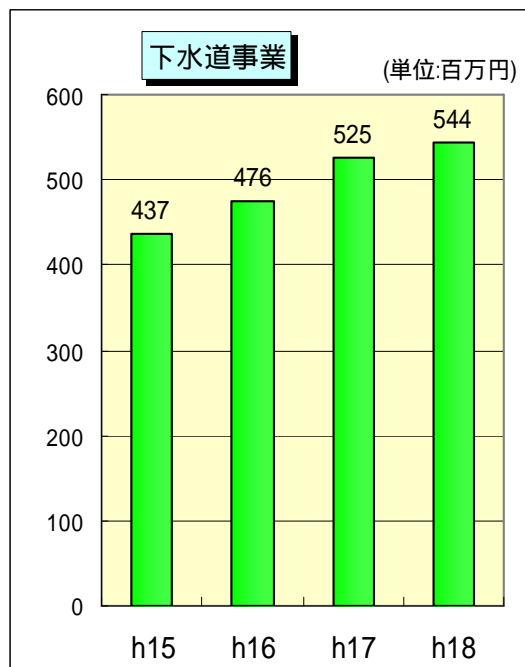
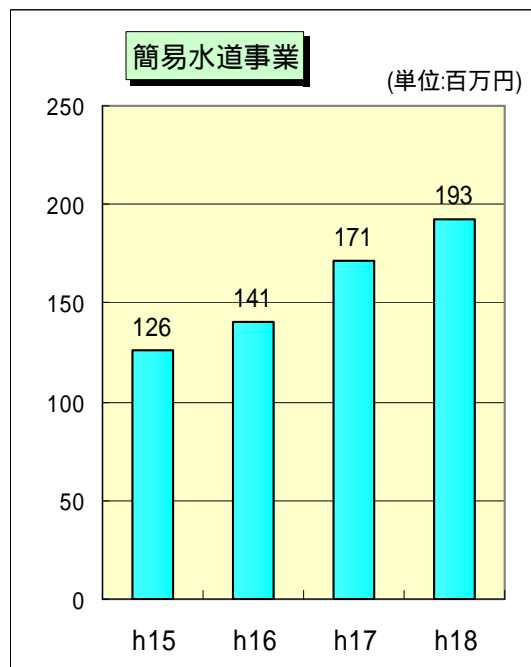
公債費の推移(地方債元利償還額及び一時借入金利息)

(単位:百万円)

会 計	H 16	前年度比較		H 17	前年度比較		H 18	前年度比較	
		増減額	増減率		増減額	増減率		増減額	増減率
普通会計	3,878	158	4.2%	3,929	51	1.3%	3,980	51	1.3%
特会過疎辺地債償還金	311	51	19.6%	339	28	9.0%	392	53	15.6%
簡易水道事業	141	15	11.9%	171	30	21.3%	193	22	12.9%
下水道事業	476	39	8.9%	525	49	10.3%	544	19	3.6%
計	4,806	263	5.8%	4,964	158	3.3%	5,109	145	2.9%



一般会計で支出している特別会計(下水,簡水)に係る地方債の元利償還金は、決算統計上は公債費に分類されず繰出金扱いとなります。



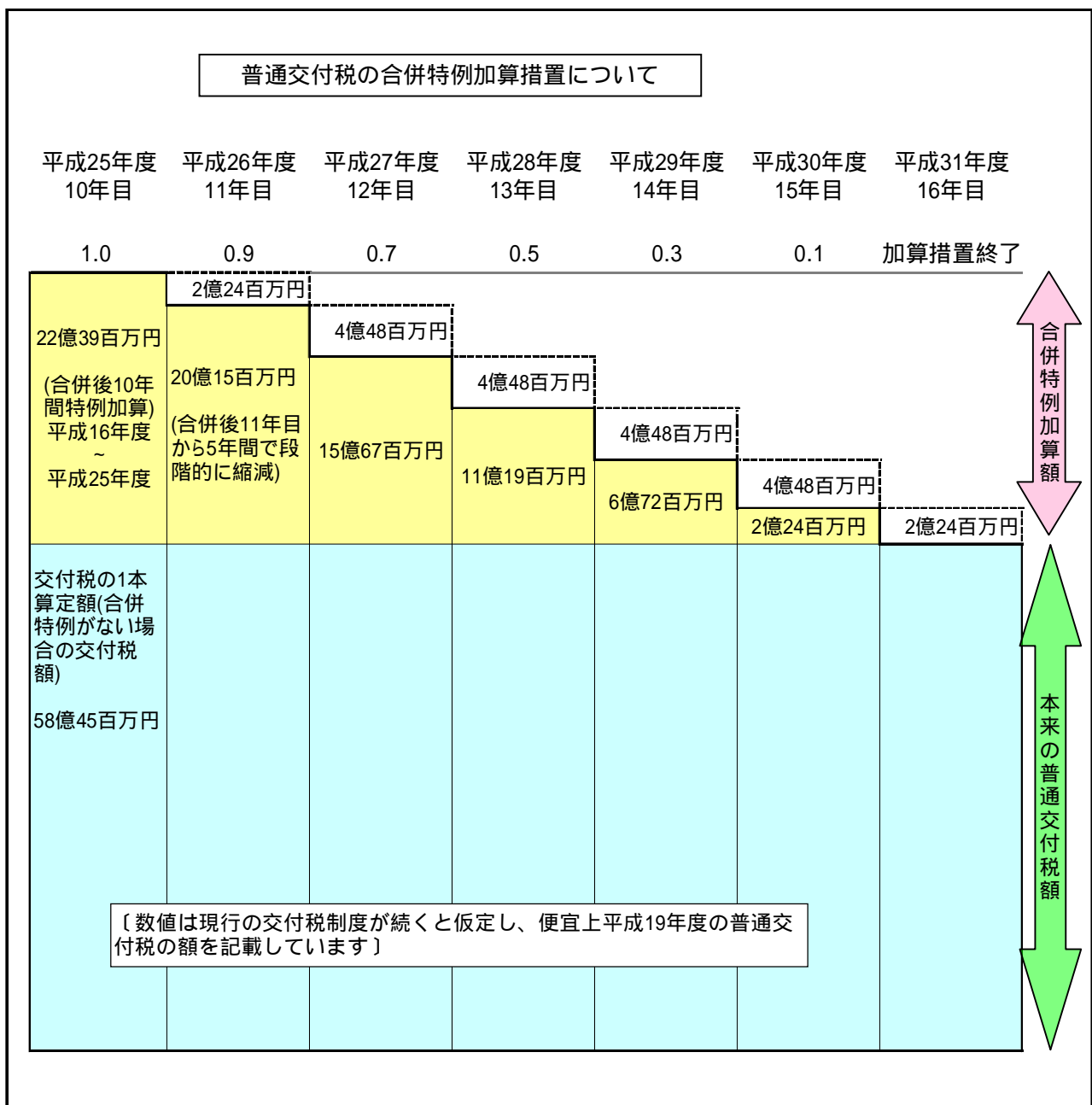
下水道事業  
〔公共下水道事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、浄化槽整備事業特別会計〕

普通交付税の合併特例加算

普通交付税は、合併後 10 年間は合併特例により旧六町が存在したと仮定して加算措置され、その後 5 年間で段階的に縮減され、16 年目で加算措置が終了します。本市においては、平成 25 年度までは満額合併加算措置がありますが、現行の交付税制度が続くと仮定しても、平成 26 年度は、前年度と比べ 2 億 24 百万円減少し、以降、毎年 4 億 48 百万円減少し、平成 31 年度からは、現在の交付税と比較すると、単年度で 22 億 39 百万円も減少することになります。

今後これほどの額の歳入財源の確保は相当困難であると思われることから、歳出経費の更なる縮減は必定となります。

普通交付税の合併特例加算措置





財政健全化法について

地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、財政健全化法「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 19 年 6 月に公布され、平成 21 年度〔基準：平成 20 年度決算数値〕から適用となります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの健全化判断比率を基準としたもので、この比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には財政健全化計画を定めた上で、財政の健全化に取り組まなければならないこととされています。

さらに、上記の指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画を定めた上で、国の監視のもとにおいて財政の再生を図らなければならないこととされています。〔いわゆるかつての財政再建団体〕

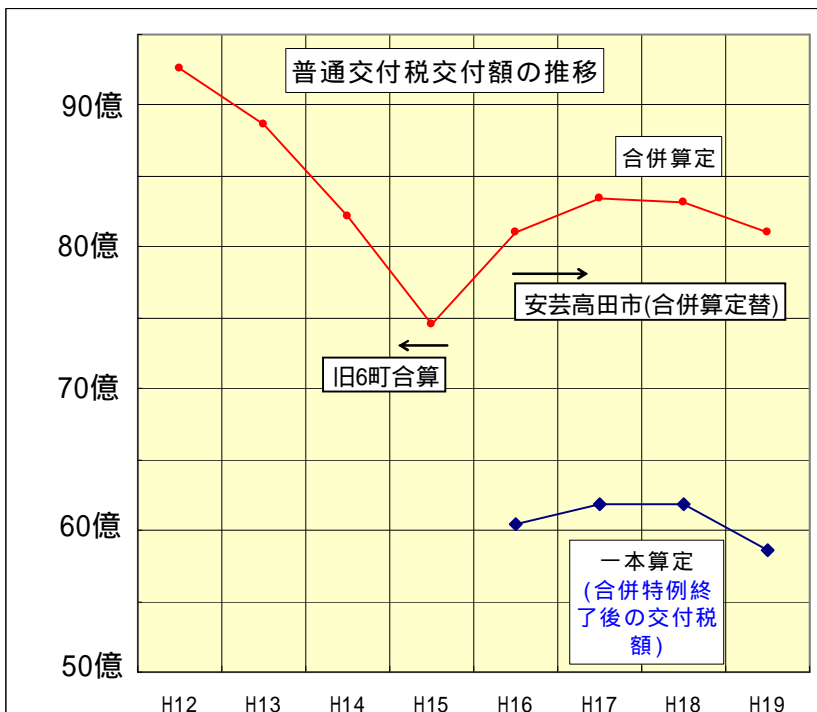
現在、国において各指標の判断基準値を調整中ですが、今後、これらの指標にも充分留意した計画的な行財政運営が必要となります。

財政健全化法に定められた健全化判断指標

財政指標名	指標の説明
実質赤字比率	普通会計の実質収支における赤字額の標準財政規模に対する割合。
連結実質赤字比率	全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する割合。
実質公債費比率	普通会計における公債費の元利償還金及び、公営企業の元利償還金への繰出金や、一部事務組合の公債費への負担金等に充当された一般財源に対する、交付税措置された公債費を控除した標準財政規模の割合。
将来負担比率	普通会計、公営企業、出資法人等を含めた地方債残高等の債務などの実質的な将来負担額から基金保有高を控除した額に対する、交付税措置された公債費を控除した標準財政規模に対する割合。

将来負担比率の詳細については現在国において調整中です。〔将来負担：地方債現在高（普通会計が実質的に負担するもの）、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額のうち普通会計の負担見込額、公社、第三セクター等の負債のうち普通会計の負担見込額など〕

参考 普通交付税の推移



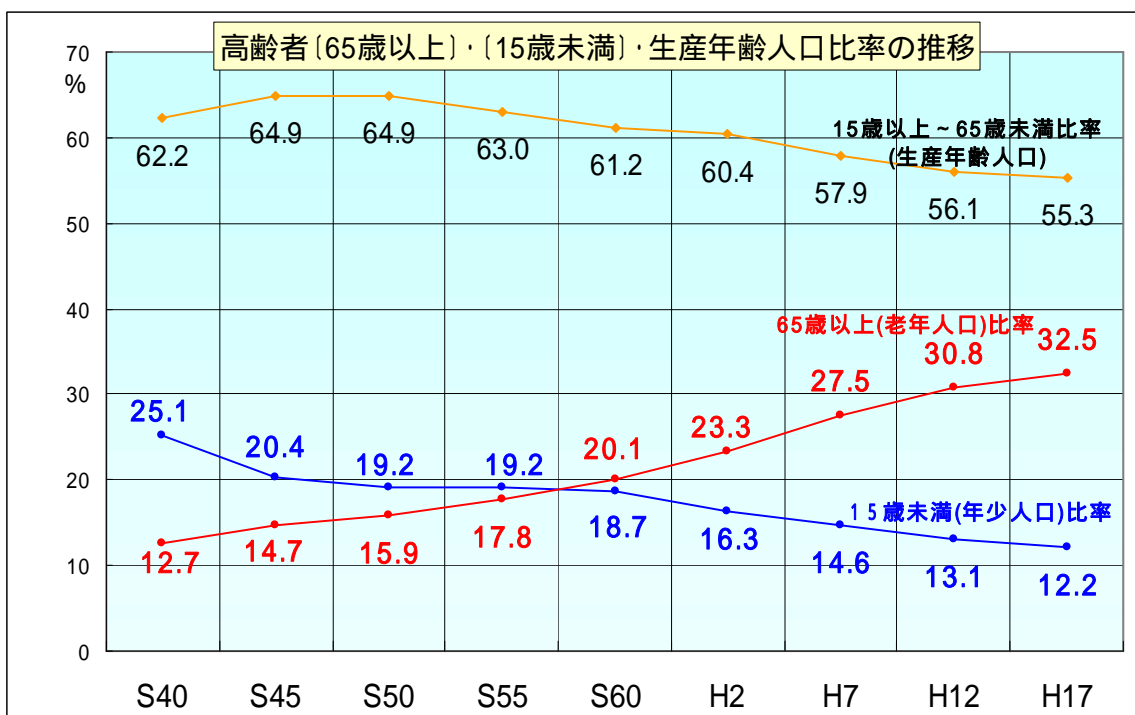
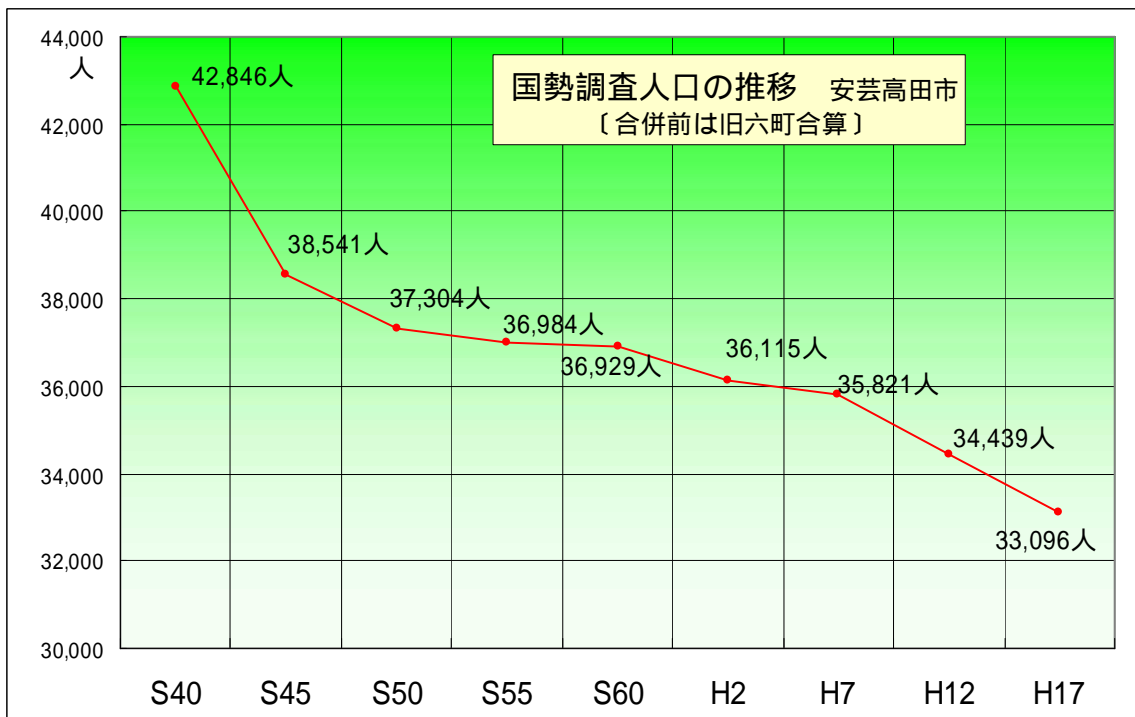
平成 16 年度の安芸高田市の普通交付税が、前年度の旧 6 町合算と比較して大幅に増加した理由は、町から市になったことにより、福祉事務所等の費用が新たに加算されたことによるものです。又、合併による加算措置も増加した要因のひとつでもあります。

なお、平成 19 年度から普通交付税の制度改正があり、従来、基準財政需要額については、経常経費と投資的経費及び公債費に分類されていましたが、「個別算定」と、人口・面積を基準とした「包括算定」及び「公債費」に変更されました。

人口の推移

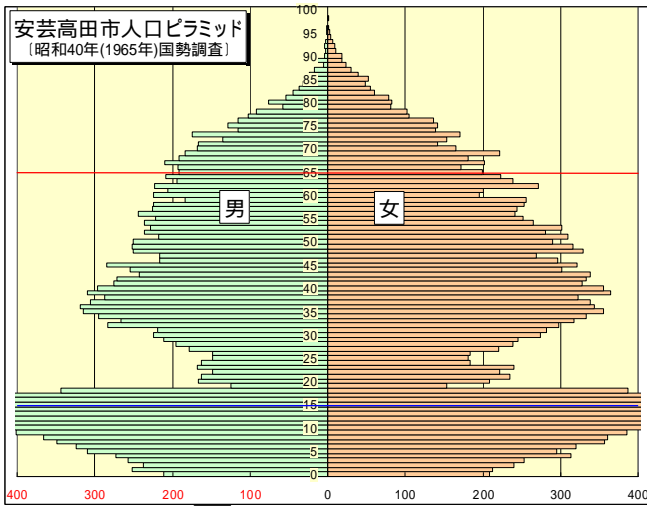
安芸高田市の平成 17 年の国勢調査における人口は、33,096 人で、5 年前と比べると、1,343 人( 3.9%)減少しています。40 年前と比べると、昭和 40 年の人口は 42,846 人で、9,750 人( 22.8%)も減少しています。国の推計では、今後も国の総人口は減少傾向にあるとされており、当市においても、今後更に少子高齢化・過疎化が進むことが予想され、生産年齢人口の減少による税収の伸び悩み、高齢化による社会保障費の増加が懸念されます。

国勢調査人口の推移

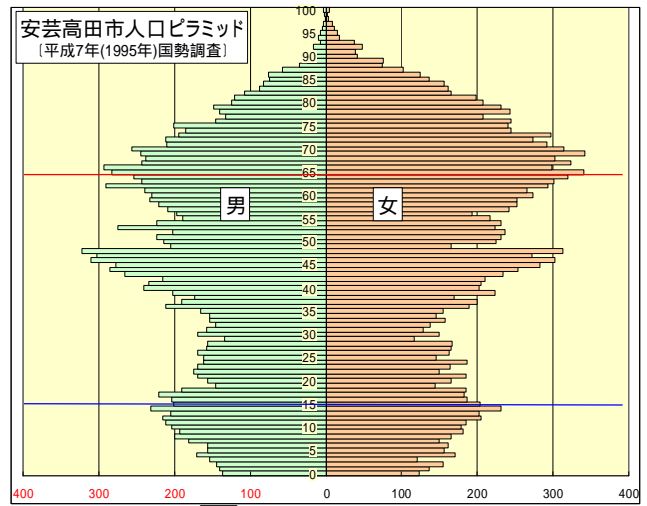


人口ピラミッドの推移

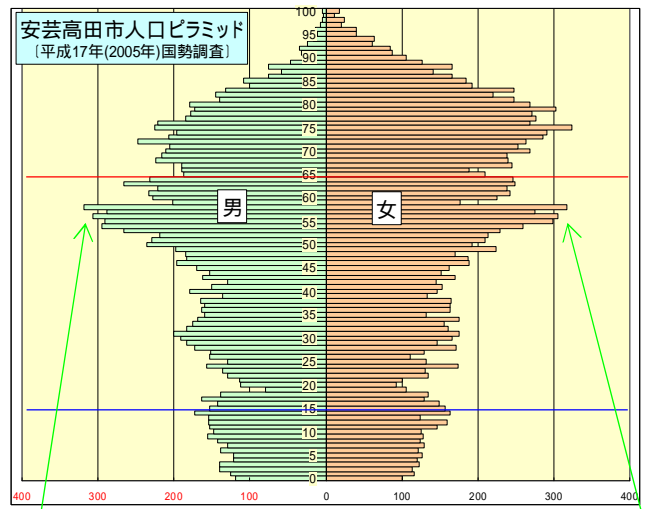
40年前



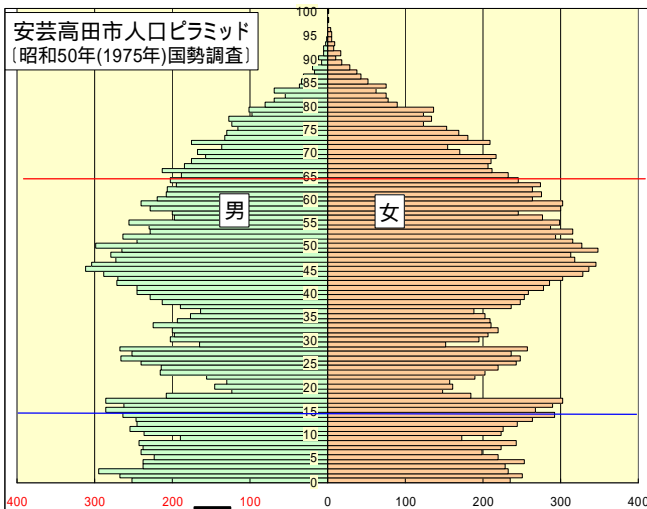
10年前



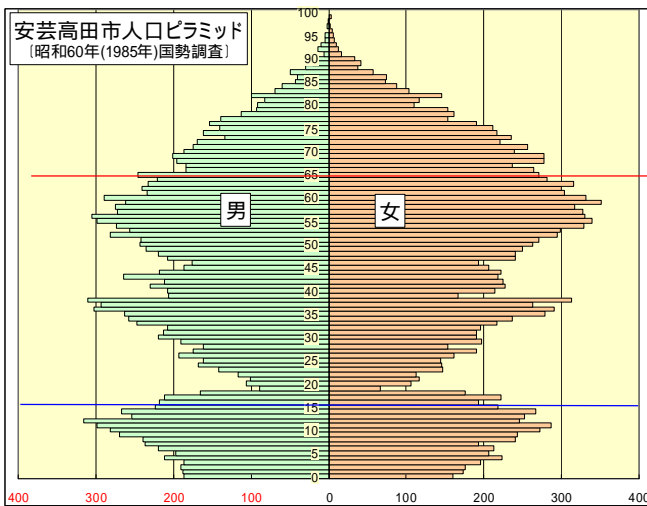
現在



30年前



20年前 (老年人口が若年人口を上回る)



10年ごとの人口推移

年度	昭和40年 (1965年)	昭和50年 (1975年)	昭和60年 (1985年)	平成7年 (1995年)	平成17年 (2005年)
区分	40年前	30年前	20年前	10年前	現在
65歳以上人口 (構成比)	5,421人 (12.7%)	5,923人 (15.9%)	7,431人 (20.1%)	9,845人 (27.5%)	10,741人 (32.5%)
15歳未満人口 (構成比)	10,736人 (25.1%)	7,177人 (19.2%)	6,889人 (18.7%)	5,217人 (14.6%)	4,033人 (12.2%)
人口	42,846人	37,304人	36,929人	35,821人	33,096人

## 普通会計決算規模の推移

(単位：百万円)

区 分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	歳入歳出差引 (A)-(B) (C)	翌年度に繰り 越すべき財源 (D)	実質収支 (C) - (D) (E)
平成18年度	22,184	21,870	314	110	205
平成17年度	22,177	21,513	664	244	420
平成16年度	25,305	24,839	466	33	434
平成15年度	26,200	25,602	598	130	468
平成14年度	24,752	24,120	632	265	366
平成13年度	23,163	22,614	549	209	340
平成12年度	23,513	23,011	502	203	299
平成11年度	23,529	23,078	452	123	328
平成10年度	23,229	22,674	555	233	323
平成9年度	25,188	24,828	360	52	307
平成8年度	25,224	24,897	327	67	260
平成7年度	27,001	26,481	519	151	368
平成6年度	24,300	23,899	401	107	294
平成5年度	22,762	22,307	455	161	294
平成4年度	22,069	21,771	298	80	218
平成3年度	22,254	21,877	377	103	274
平成2年度	19,079	18,544	535	174	361
平成元年度	17,826	17,296	530	87	443
昭和63年度	16,054	15,510	544	24	520
昭和62年度	15,401	14,807	594	37	557
昭和61年度	13,996	13,513	483	27	456
昭和60年度	13,737	13,339	397	22	376
昭和59年度	12,545	12,091	454	82	372
昭和58年度	12,785	12,296	489	50	439
昭和57年度	12,148	11,696	452	75	377

それぞれの項目で、百万円未満を四捨五入しているため、収支等が合わない場合があります。

平成14年度以前は旧六町の合算数値を記載しています。

上記の表は、過去25年間〔四半世紀〕の決算規模の推移です。歳入歳出決算のピークは平成7年度で、歳出決算額264億8千万円のうち、普通建設事業費が107億2千万円で、決算額の約4割を占めています。

(単位：百万円)

区 分	単年度収支 (F)	積立金 (G)	繰上償還金 (H)	積立金 取崩し額 (I)	実質単年度収支 (F)+(G)+(H)- (J)
平成18年度	215	358		540	397
平成17年度	14	223		313	104
平成16年度	34	350		768	453
平成15年度	(101) 468	307		652	( 243) 123
平成14年度	27	27	5	989	930
平成13年度	41	259	132	382	50
平成12年度	31	462	235	45	621
平成11年度	6	324	319	157	491
平成10年度	15	217	220	55	397
平成9年度	47	90	421	47	512
平成8年度	108	110	248	185	65
平成7年度	74	91	380	100	446
平成6年度	1	121	42	120	42
平成5年度	66	154	288	493	15
平成4年度	56	120	170	410	176
平成3年度	87	226	244	445	62
平成2年度	82	361	52	50	281
平成元年度	77	211	162	184	113
昭和63年度	37	232	117	507	195
昭和62年度	101	197	35	98	234
昭和61年度	83	200	38	75	246
昭和60年度	4	122	25	233	82
昭和59年度	67	39			28
昭和58年度	62	71		256	123
昭和57年度	135	65		93	107

平成15年度決算については、年度中途の新設合併により、旧団体は消滅することとなり、統計上の単年度収支は468百万円となるが、カッコ内の数値は、前年度の旧団体の実質収支を勘案した単年度収支及び実質単年度収支を記載しています。

過去 25 年間で実質単年度収支が赤字となったのは 11 回ありますが、合併前の平成 14 年度から実質的に 5 年連続して赤字が続いています。

## 普通会計歳入決算の推移

(単位:百万円)

区 分	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
地 方 税	3,456	3,587	3,612	3,780	3,600	3,640	3,531
個人市町村民税	1,116	1,166	1,139	1,294	1,095	1,100	1,050
法人市町村民税	399	355	344	335	288	258	280
固定資産税	1,719	1,843	1,904	1,899	1,952	1,983	1,897
軽自動車税	66	68	70	72	74	75	78
たばこ税	150	149	149	175	174	188	189
入湯税	4	4	4	3	16	35	37
特別土地保有税	2	2	2	2	1		
地方譲与税	378	391	404	289	232	238	242
利子割交付金	125	95	54	41	41	36	168
配当割交付金							
株式等譲渡所得割交付金							
地方消費税交付金				84	362	335	345
特別地方消費税交付金	1					1	
ゴルフ場利用税交付金	52	53	50	50	58	59	61
自動車取得税交付金	187	195	213	191	168	161	159
地方特例交付金						92	118
地方交付税	8,271	8,619	9,042	9,326	9,536	9,899	10,109
普通交付税	7,667	8,004	8,379	8,642	8,806	9,050	9,259
特別交付税	604	615	663	683	730	850	850
交通安全対策特別交付金	8	8	8	8	8	8	7
分担金及び負担金	628	781	678	661	629	571	346
使 用 料	560	555	549	548	540	539	530
手 数 料	41	39	38	42	52	100	109
国庫支出金	1,413	1,364	1,129	1,532	1,303	1,543	1,017
都道府県支出金	3,349	4,300	2,810	2,552	2,496	2,744	3,004
財産収入	193	474	203	163	112	65	75
寄 附 金	2	17	44	45	45	124	4
繰 入 金	1,128	974	805	613	422	374	348
繰 越 金	353	305	414	264	265	427	347
諸 収 入	258	388	295	300	246	290	457
地 方 債	3,897	4,856	4,875	4,700	3,115	2,284	2,536
合 計	24,300	27,001	25,224	25,188	23,229	23,529	23,513

それぞれの歳入項目で、百万円未満を四捨五入しているため、計が合わない場合があります。

上記の表は、平成6年度からの費目別の普通会計歳入決算の推移です。地方税は、平成12年度が35億3千万円と最も高い決算額となっています。なお、個人市町村民税は、平成11年度から所得税とともに恒久的な減税措置が行われましたが、平成19年度から廃止されることになりました。

地方交付税は、市制施行に伴う平成16年度以降の生活保護費の加算措置を含めた額と比較しても、合併前の平成12年度が101億円と最も高い決算額となっています。

(単位:百万円)

区 分	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
地 方 税	3,518	3,472	3,286	3,307	3,348	3,392
個人市町村民税	1,023	957	907	883	877	942
法人市町村民税	252	264	258	304	310	324
固定資産税	1,940	1,957	1,825	1,815	1,842	1,767
軽自動車税	81	82	84	86	87	88
たばこ税	185	177	180	188	204	246
入湯税	37	35	31	30	28	26
特別土地保有税						
地方譲与税	251	254	274	320	389	517
利子割交付金	184	45	31	27	18	12
配当割交付金				5	7	12
株式等譲渡所得割交付金				4	11	9
地方消費税交付金	321	277	306	335	312	328
特別地方消費税交付金						
ゴルフ場利用税交付金	60	51	45	38	36	34
自動車取得税交付金	158	146	147	150	156	159
地方特例交付金	118	113	112	106	110	81
地方交付税	9,674	9,069	8,405	9,002	9,190	9,121
普通交付税	8,860	8,210	7,459	8,106	8,341	8,310
特別交付税	814	859	946	895	849	811
交通安全対策特別交付金	7	7	7	7	7	7
分担金及び負担金	250	391	307	157	155	167
使 用 料	512	511	520	498	475	399
手 数 料	107	148	181	152	146	141
国庫支出金	1,154	1,112	1,234	1,639	1,298	1,179
都道府県支出金	2,338	1,905	2,609	1,937	2,184	1,998
財産収入	93	83	282	43	29	28
寄 附 金	117	1	18			14
繰 入 金	694	1,852	2,051	988	596	840
繰 越 金	404	443	520	598	252	454
諸 収 入	249	874	903	346	262	238
地 方 債	2,954	3,999	4,962	5,647	3,195	3,053
合 計	23,163	24,752	26,200	25,305	22,177	22,184

地方債は、投資的事業が集中した、平成7年度から平成9年度にかけて、毎年48億円程度と非常に高い決算額が続いています。また、年度中途に合併した平成15年度も、49億6千万円と高い数値となっています。

なお、平成16年度の地方債の借入額は、56億5千万円ですが、その内、31億5千万円は、地域振興基金造成に充当した地方債(合併特例債)です。

## 普通会計歳出決算の推移

(単位:百万円)

区 分	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
人件費	4,148	4,248	4,421	4,421	4,561	4,452	4,404
うち職員給与	2,538	2,641	2,712	2,778	2,864	2,743	2,674
扶助費	1,442	1,467	1,517	1,390	1,702	1,731	845
公債費	2,846	3,382	3,206	3,466	3,467	3,726	3,879
元利償還金	2,838	3,374	3,197	3,458	3,460	3,722	3,876
一時借入金	9	8	9	8	7	5	2
小 計	8,436	9,098	9,143	9,278	9,730	9,909	9,128
物件費	2,036	2,267	2,418	2,255	2,364	2,496	2,395
維持補修費	223	197	220	183	214	214	193
補助費等	2,111	2,415	2,885	2,768	2,424	2,806	2,691
(1) 一部事務組合	820	807	977	958	1,020	1,178	1,084
(2) その他に対するもの	1,291	1,608	1,908	1,810	1,404	1,628	1,607
繰出金	754	811	965	1,034	1,244	1,210	1,564
投資及び出資金・貸付金	204	225	90	9	28	19	14
積立金	896	379	373	345	418	438	705
投資的経費	9,238	11,091	8,803	8,957	6,252	5,984	6,321
普通建設事業	9,128	10,721	8,696	8,550	5,989	5,090	5,794
災害復旧事業	110	370	107	407	263	894	526
合 計	23,899	26,481	24,897	24,828	22,674	23,078	23,011

それぞれの項目で、百万円未満を四捨五入しているため、計が合わない場合があります。

## 普通会計所管基金残高の推移

(単位:百万円)

区 分	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
財政調整基金	1,158	1,245	1,246	1,350	1,575	1,820	2,343
減債基金	791	674	703	578	618	597	578
その他の目的基金	2,732	2,439	2,075	1,910	1,742	1,762	1,730
基金合計	4,681	4,358	4,023	3,838	3,934	4,179	4,651

それぞれの項目で、百万円未満を四捨五入しているため、計が合わない場合があります。

## 普通会計地方債残高の推移

(単位:百万円)

区 分	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
地方債残高	21,327	23,845	26,588	28,913	29,622	29,181	28,870

上段の表は、平成6年度からの性質別の普通会計歳出決算の推移です。合併前の平成14年度と合併後の平成15年度の数値を比べると、人件費が、5億7千万円増加し、物件費も12億円程度増加しています。一方、補助費等は18億円減少しています。これは、合併に伴い一部事務組合である、高田郡消防組合、環境衛生施設管理組合、安芸たかた広域連合などを新市に吸収したため、合併前には当該経費は旧六町からの補助費(負担金)で決算していたものを、年度中途の合併により、それぞれの費目別に決算したことによるものです。



(単位:百万円)

区 分	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
人件費	4,271	4,132	4,698	4,655	4,412	4,336
うち職員給与	2,627	2,522	3,000	3,002	2,980	2,923
扶助費	618	627	977	1,597	1,628	1,644
公債費	3,800	3,687	3,720	3,878	3,929	3,980
元利償還金	3,796	3,685	3,713	3,875	3,923	3,979
一時借入金	3	2	7	3	6	1
小 計	8,689	8,446	9,395	10,130	9,969	9,960
物件費	2,404	2,421	3,620	3,025	3,042	2,752
維持補修費	217	198	242	196	206	208
補助費等	3,033	4,096	2,293	1,759	1,682	1,636
(1) 一部事務組合	1,474	2,129	346	322	378	333
(2) その他に対するもの	1,559	1,967	1,947	1,437	1,304	1,303
繰出金	1,697	1,952	1,892	2,379	2,328	2,428
投資及び出資金・貸付金	2	5	4	56	87	5
積立金	335	484	490	3,942	261	441
投資的経費	6,237	6,518	7,666	3,353	3,938	4,442
普通建設事業	5,984	6,499	7,391	3,232	3,800	3,948
災害復旧事業	253	19	276	121	138	495
合 計	22,614	24,120	25,602	24,839	21,513	21,870

(単位:百万円)

区 分	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
財政調整基金	2,318	1,462	1,313	894	1,018	1,046
減債基金	486	466	295	146	96	96
その他の目的基金	1,644	1,564	1,344	4,900	4,775	4,667
基金合計	4,448	3,493	2,953	5,940	5,889	5,808

(単位:百万円)

区 分	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
地方債残高	28,876	29,964	32,675	35,093	35,036	34,751

中段の表は、基金の推移です。財政調整基金の残高は、平成 12 年度が 23 億 4 千万円と最も高く、以降年々減少傾向にあります。その他の目的基金のうち、合併後の平成 16 年度には、合併特例債を主な財源として、地域振興基金 33 億円の造成をしています。

下段の表は、普通会計の地方債残高の推移です。地方債残高は合併前から年々上昇を続けていましたが、合併後の平成 16 年度をピークに以降は減少傾向にあります。

## 財政指標の推移

(単位:%)

区分	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	
経常収支比率	吉田町	78.2%	74.4%	70.7%	71.7%	71.5%	76.9%	83.7%	85.8%	85.1%	83.3%
	八千代町	80.0%	79.8%	69.3%	70.8%	66.4%	72.3%	78.2%	81.3%	76.7%	78.7%
	美土里町	80.2%	78.2%	71.6%	70.3%	70.5%	73.8%	75.1%	79.3%	79.8%	80.3%
	高宮町	76.8%	75.7%	67.3%	66.8%	64.5%	65.2%	70.0%	74.6%	79.4%	80.5%
	甲田町	77.6%	75.9%	71.1%	72.9%	72.9%	74.1%	79.6%	79.6%	80.3%	81.5%
	向原町	82.7%	78.2%	71.9%	71.7%	71.0%	73.1%	77.7%	77.1%	76.4%	76.9%
	(旧町平均) 安芸高田市	79.1%	76.7%	70.3%	70.7%	69.6%	73.0%	77.8%	80.0%	80.2%	81.3%
公債費比率	吉田町	13.4%	12.6%	12.0%	12.9%	12.5%	15.4%	17.9%	17.6%	17.6%	17.1%
	八千代町	18.7%	19.7%	18.2%	18.8%	17.3%	17.1%	17.0%	17.8%	17.1%	16.1%
	美土里町	12.0%	11.7%	11.8%	11.4%	12.3%	12.0%	12.5%	14.1%	14.1%	13.6%
	高宮町	13.0%	13.1%	11.2%	11.2%	10.5%	11.1%	11.3%	11.6%	12.5%	14.3%
	甲田町	12.7%	12.0%	10.1%	10.5%	10.3%	10.5%	11.1%	11.4%	11.9%	13.2%
	向原町	16.5%	16.0%	13.1%	13.6%	12.5%	11.7%	11.2%	11.7%	11.2%	10.4%
	(旧町平均) 安芸高田市	(14.4%)	(14.2%)	(12.7%)	(13.1%)	(12.6%)	(13.0%)	(13.5%)	(14.0%)	(14.1%)	(14.1%)
公債費負担比率	吉田町	17.6%	17.3%	18.2%	16.3%	16.7%	18.7%	25.0%	20.7%	20.7%	19.4%
	八千代町	24.5%	28.5%	24.7%	20.8%	22.6%	20.1%	16.4%	16.7%	19.7%	16.3%
	美土里町	21.1%	21.2%	19.7%	19.7%	20.0%	22.4%	21.4%	23.3%	23.3%	24.6%
	高宮町	21.6%	21.0%	19.2%	18.9%	19.8%	22.0%	22.8%	19.4%	25.9%	28.4%
	甲田町	19.2%	14.0%	15.9%	15.7%	14.9%	15.0%	15.0%	15.8%	15.6%	18.7%
	向原町	25.2%	22.6%	21.1%	20.9%	19.6%	17.2%	17.8%	18.0%	20.9%	15.5%
	(旧町平均) 安芸高田市	(21.5%)	(20.8%)	(19.8%)	(18.7%)	(18.9%)	(19.2%)	(19.7%)	(19.0%)	(21.0%)	(20.5%)
起債制限比率	吉田町	13.3%	12.7%	11.7%	11.4%	11.2%	12.4%	13.8%	15.0%	14.4%	12.6%
	八千代町	16.1%	16.8%	16.7%	16.6%	15.7%	14.9%	13.9%	13.4%	13.0%	12.3%
	美土里町	12.0%	12.0%	11.6%	11.4%	11.6%	11.6%	11.9%	12.3%	12.7%	12.7%
	高宮町	12.5%	12.8%	12.2%	11.5%	10.6%	10.5%	10.1%	10.1%	9.9%	10.3%
	甲田町	12.0%	11.6%	10.7%	10.0%	9.5%	9.7%	9.9%	10.2%	10.6%	11.0%
	向原町	14.0%	14.7%	14.2%	13.2%	12.0%	11.5%	10.7%	10.5%	10.4%	10.0%
	(旧町平均) 安芸高田市	(13.3%)	(13.4%)	(12.9%)	(12.4%)	(11.8%)	(11.8%)	(11.7%)	(11.9%)	(11.8%)	(11.5%)

旧町平均の( )書きは旧六町の単純平均値を記載。それ以外は加重平均値を記載。

上記の表は、過去20年間の主要な財政指標の推移です。経常収支比率は、平成元年から平成3年度には、70%前半で推移していましたが、以降上昇を続け、平成14年度以降は90%を超える数値となっています。

(単位:%)

区分	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
経常収支比率	吉田町	86.8%	88.3%	88.0%	87.4%	88.1%	90.9%	-	-	-
	八千代町	82.9%	84.5%	83.7%	85.0%	87.1%	91.1%	-	-	-
	美土里町	81.7%	80.5%	80.8%	81.1%	83.0%	84.9%	-	-	-
	高宮町	79.1%	82.7%	84.0%	82.8%	83.4%	87.6%	-	-	-
	甲田町	82.8%	87.5%	88.1%	88.7%	95.0%	97.7%	-	-	-
	向原町	80.1%	82.8%	82.0%	82.6%	84.8%	89.6%	-	-	-
	(旧町平均) 安芸高田市	81.1%	83.5%	84.8%	84.8%	87.0%	90.4%	93.7%	94.4%	94.7%
公債費比率	吉田町	17.6%	18.5%	18.9%	19.8%	19.1%	17.5%	-	-	-
	八千代町	16.4%	15.1%	15.6%	15.4%	15.2%	17.3%	-	-	-
	美土里町	15.1%	15.9%	17.3%	15.4%	15.2%	14.7%	-	-	-
	高宮町	14.8%	14.1%	15.0%	13.9%	13.8%	16.0%	-	-	-
	甲田町	13.0%	15.0%	16.3%	16.7%	17.4%	17.5%	-	-	-
	向原町	11.2%	12.7%	12.6%	14.1%	16.2%	16.4%	-	-	-
	(旧町平均) 安芸高田市	(14.7%)	(15.2%)	(16.0%)	16.2%	16.4%	16.7%	17.8%	18.8%	18.9%
公債費負担比率	吉田町	20.0%	22.2%	21.8%	25.5%	25.2%	21.0%	-	-	-
	八千代町	17.1%	16.6%	16.4%	16.2%	15.1%	16.7%	-	-	-
	美土里町	32.6%	30.4%	32.1%	29.2%	26.0%	23.6%	-	-	-
	高宮町	28.4%	24.6%	26.9%	22.7%	22.1%	23.1%	-	-	-
	甲田町	19.2%	21.5%	24.1%	25.4%	26.3%	24.0%	-	-	-
	向原町	16.2%	16.4%	16.2%	17.8%	19.9%	17.6%	-	-	-
	(旧町平均) 安芸高田市	(22.3%)	(22.0%)	(22.9%)	(22.8%)	22.8%	21.3%	20.4%	22.7%	24.2%
起債制限比率	吉田町	11.5%	11.3%	11.6%	12.3%	12.5%	12.3%	-	-	-
	八千代町	11.6%	10.8%	10.5%	10.5%	10.9%	11.6%	-	-	-
	美土里町	12.7%	12.8%	13.5%	13.0%	12.1%	10.6%	-	-	-
	高宮町	10.4%	10.1%	9.2%	8.1%	7.4%	7.7%	-	-	-
	甲田町	11.3%	12.0%	12.9%	13.9%	14.4%	14.2%	-	-	-
	向原町	9.3%	9.9%	10.1%	10.5%	10.3%	10.1%	-	-	-
	(旧町平均) 安芸高田市	(11.1%)	(11.2%)	(11.3%)	11.4%	11.3%	11.2%	11.8%	12.4%	13.5%

公債費(地方債の償還金及び一時借入金利子)の比率を示す公債費比率、公債費負担比率及び起債制限比率は、合併までは、旧町それぞれ若干の増減はありますが、相対的に上昇傾向にありました。

合併以降、公債費の比率を示す三指標は、いずれも上昇を続けています。

なお、公債費負担比率については、借入金の繰上償還を行った場合、その年度の比率が一時的に上昇します。

## 2 今後の財政収支見通し

将来にわたり持続可能な財政構造とするために、一定の条件下で試算し、課題を明確にすることを目的として作成しています。

### (1) 総括

期 間：平成 20 年度～平成 25 年度〔平成 31 年度〕

(合併から 11 年後の平成 26 年度から普通交付税の合併加算措置の減額が始まることから、歳入減の影響に対応するため、健全化の取り組み後の収支見通しは合併加算措置の終了する平成 31 年度までを推計します。)

対 象：普通会計ベース

条 件：平成 18 年度決算及び平成 19 年度現予算をベースに作成

その他：投資的経費に充当可能な一般財源を推計するため、歳入歳出において投資的費用とその他の一般費用を分けています。

### (2) 費目別推計の考え方

区 分		推 計 の 考 え 方
歳 入	市 税	個人市民税：平成 19 年度予算をベースに作成。 固定資産税：平成 19 年度予算をベースに 3 年ごとの評価替えは未反映。 軽自動車税 たばこ税 入湯税：平成 19 年度以降横ばい 過去 3 年平均 1% 増。人口の減少が予想されるため 0.5% 増で推計。
	普 通 交 付 税	個別算定(経常経費)は、平成 19 年度決定額と同額で推移。 包括算定は、平成 19 年度決定額から前年度比 1% ずつで見込む。 合併加算措置については、合併 11 年後の平成 26 年度から段階的に減少。 事業費補正、公債費は償還台帳等からの積み上げ。
	国・県支出金	投資的経費に係るものは歳出の見込額により試算し、その他は平成 19 年度予算と同額で推移。扶助費等の増に係る財源は扶助費の推移に連動。
	地 方 債	投資的経費に係るものは歳出の見込額により試算。 臨時財政対策債は平成 19 年度予算をベースに以降年々減少で試算。 減税補てん債は、平成 18 年度で廃止。
	そ の 他	使用料・手数料など経常的な収入は、平成 19 年度予算をベースに作成し、 土地売払収入など、個々の費目によっては個別に影響額を反映。
歳 出	人 件 費	現行制度を基に算出し、消防職員以外の退職者については原則不補充で見込む。退職手当負担金については現行の負担率で積算。
	扶 助 費	生活保護費や児童手当など、平成 19 年度予算をベースに以降 1% 増加。
	公 債 費	既に借入れを行っている地方債の返済額に、今後、建設事業を行うにあたり借入れを予定している地方債の返済額を加算。
	物 件 費	現行の施設の維持管理経費や内部管理経費は、平成 19 年度予算をベースに作成し、各年度の個別影響額を反映。
	補 助 費 等	各種団体への補助金やその他団体への負担金など、平成 19 年度予算をベースに作成し、個別に影響額を反映。
	繰 出 金	簡易水道事業、下水道事業繰出金についてはそれぞれの事業計画を反映。 国保、老人、介護保険特別会計繰出金は平成 19 年度予算を基に推移。
	普 通 建 設 事 業 費	総合計画・実施計画に計上された事業及び通常の事業を個別に積み上げ。
そ の 他	平成 19 年度予算と同額で推移することとし、個々の費目によっては個別に影響額を反映。	

(3) 現状の分析による財政収支見通し〔健全化方策前〕

このまま何の方策を講じない場合、平成 25 年度までの財政収支見通しの推計結果は下記の表のとおりです。このままでいけば、繰越金が生じなかった場合、財政調整基金がなくなる平成 21 年度以降には予算編成が困難になる恐れがあります。そのため、更なる財政健全化への取り組みが必要です。

《現状の財政収支見通し》(健全化方策前)

(単位:百万円)

区 分		H18(決算)	H19(予算)	H20	H21	H22	H23	H24	H25
歳入 (投資的経費充当財源除)	市 税	3,392	3,719	3,722	3,741	3,760	3,779	3,798	3,817
	地方譲与税	517	265	265	265	265	265	265	265
	交 付 金	642	605	606	606	586	586	586	586
	地方交付税	9,121	8,770	8,646	8,529	8,439	8,424	8,327	8,234
	内 普通交付税	8,310	8,100	7,976	7,859	7,769	7,754	7,657	7,564
	内 特別交付税	811	670	670	670	670	670	670	670
	分担金・負担金	127	130	127	127	127	127	127	127
	使用料・手数料	541	504	504	504	504	504	504	504
	国庫支出金	896	870	879	888	897	907	916	926
	県支出金	1,060	1,170	1,175	1,179	1,184	1,188	1,193	1,198
	財産収入	28	78	28	28	28	28	28	28
	その他の収入	704	334	292	292	292	292	292	292
	地方債	773	648	641	609	579	551	524	498
	歳入小計	17,801	17,093	16,885	16,768	16,661	16,651	16,560	16,475
歳出 (投資的経費除)	義務的経費	9,960	9,886	10,012	9,824	9,860	9,668	9,378	8,939
	内 人件費	4,336	4,165	4,289	4,190	4,100	4,001	3,921	3,700
	内 扶助費	1,644	1,820	1,838	1,856	1,875	1,894	1,913	1,932
	内 公債費	3,980	3,901	3,885	3,778	3,885	3,773	3,544	3,307
	物件費	2,752	2,957	2,892	2,902	2,902	2,902	2,902	2,902
	維持補修費	208	215	216	220	225	229	234	238
	補助費等	1,636	1,581	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636
	その他の経費	2,516	2,610	2,401	2,509	2,453	2,474	2,441	2,440
	投資的経費(下記)								
	歳出小計	17,072	17,249	17,157	17,091	17,076	16,909	16,591	16,155
収支(歳入-歳出) - 投資的経費充当可能一般財源	729	156	272	323	415	258	31	320	
投資的 経費の 収支	歳入 A 投資的経費充当特定 財源	3,842	2,500	1,960	4,934	2,093	1,699	1,962	2,637
	(うち地方債充当額)	(2,280)	(1,656)	(1,408)	(3,682)	(1,152)	(1,009)	(1,279)	(2,022)
	計画事業の地方債償還 に係る交付税措置				15	56	69	150	345
	歳出 B 投資的経費	4,442	2,694	2,177	5,213	2,203	1,852	2,127	2,851
	(うち一般財源必要額)	(600)	(194)	(217)	(279)	(110)	(153)	(165)	(214)
計画事業投資的経費 地方債に係る公債費				25	93	115	250	574	
計画投資的経費に必要な 一般財源の計 B-A	600	194	217	289	147	199	265	443	
ア 歳入合計 +A	21,643	19,593	18,845	21,717	18,810	18,419	18,672	19,457	
イ 歳出合計 +B	21,514	19,943	19,334	22,329	19,372	18,876	18,968	19,580	
合計収支 (ア)-(イ)	129	350	489	612	562	457	296	123	
調整	基金取崩額	540	350	489	308				
基金積立額	358	1							
年度末基金残高	1,046	797	308	0					
財源不足額	-	-	-	304	562	457	296	123	

基金は財政調整基金(歳入歳出の項には基金取崩額,積立額を除き、調整欄に計上しています)

## 財政運営方針の基本的な考え方

### 1 目的

誰もが心豊かで幸せに暮らせる「住民と行政が奏でる協働のまちづくり」をめざし、本市の将来像である「人 輝く 安芸高田」を実現するためには、「市民ニーズ、重点施策への対応」と「財政の健全化」を両立させる必要があります。

そのため、長期的な視点にたった「財政運営方針」を策定し、将来にわたって持続可能な財政構造の確立を図るものです。また、具体的な健全化策等については、行政改革実施計画・集中改革プランと整合性を図り、連携して取り組んでいきます。

### 2 計画期間

平成 20 年度～平成 29 年度 10 カ年

〔通常は 3～5 カ年程度が例ですが、平成 26 年度から普通交付税の合併加算措置の減額が始まり、歳入減の影響が大きく、これに対応するため 10 カ年の計画とします。〕

なお、健全化方策取り組み後の財政収支見込は、普通交付税の合併特例加算の終了する平成 31 年度までを推計しています。

### 3 目標

- (1) 現状の「財政収支見通し」で見込まれる財源不足の解消。
- (2) 財政の弾力性の改善。
- (3) 実現可能な市総合計画・実施計画の策定及び実施。
- (4) 持続可能な財政運営の確立。

### 4 健全化方策

#### (1) 歳入確保対策

市税等収納率の向上  
未利用地の売却・貸付等の有効活用  
受益者負担の適正化  
新たな収入確保対策の検討  
地方債の活用

#### (2) 歳出削減対策

人件費の抑制  
内部管理経費の削減  
事務事業の見直し  
投資的事業の見直し  
公営企業の経営健全化  
公債費の抑制  
人材育成と職員の資質の向上

#### (3) その他

予算編成及び予算執行における手法の見直し  
行政評価システムの導入  
行政改革集中改革プランの実施と検証  
地方分権・権限移譲への対応  
新たな公会計制度への対応

## 具体的な取り組み

### 1 歳入確保対策

#### (1) 市税等収納率の向上

##### < 収納対策の強化 >

平成 16 年 7 月に設置した「市税等滞納整理対策本部」の組織をより一層強化し、市民負担の公平性を確保します。

なお、市税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、市営住宅使用料などの各種使用料及び上下水道使用料については、市税等滞納整理対策本部の方針に基づき、それぞれ収納率等の向上の取り組みを徹底します。

#### (2) 未利用地の処分・貸付等の有効活用

##### < 遊休地の処分等 >

合併により拡大した市域の中で利用計画がない普通財産として管理している土地等について、早期に的確な把握を行い、公募売払い等により積極的な売却に努めます。また、事業予定地についても、目的の事業が行われるまでは貸付を行うなど、有効活用を図ります。

#### (3) 受益者負担の適正化

##### < 使用料・手数料の見直し >

受益者負担の原則に基づき、提供するサービスに見合う適正な負担となるよう、「受益者負担の原則」、「算定基準の明確化」、「受益者負担割合の設定」、「減免制度の適正化」を基本的な考え方として見直しを行います。

見直しにあたっては、効率的な施設運営や事務改善の推進などによるコスト縮減に努め、利用者負担の軽減を図るとともに利用者の理解が得られる料金設定を行います。また、減免要件の統一化と対象を明確化し見直しを行うなど適正化を進めます。

#### (4) 新たな財源確保対策の検討

##### < 企業広告の導入 >

市の資産の有効活用による新たな財源の確保と廉価な広告枠の提供による地元企業等の振興に資するため、ホームページなどへ企業広告を導入します。

公共施設の命名権（ネーミングライツ）の売却などについては様々な課題がありますが、あらゆる広告媒体の可能性について検討を行います。

#### (5) 地方債の活用

##### < 退職手当債の活用 >

一時的な退職者の増加に対応するため退職手当債の活用を図ります。但し、将来の財政負担を勘案した上で慎重に検討します。

## 2 歳出削減対策

### 【内部努力の徹底】

人件費の抑制、内部管理経費の徹底的な節減に努め、機構改革による組織のスリム化、フラット化を実現し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう、一層の効率化・合理化を進めます。

#### (1) 人件費の抑制

##### < 職員の定員適正化等 >

組織改編などにより効率的な職員配置を行い、職員の定員適正化を図ります。

当面の間、退職者に対する新規採用は見送り、必要最小限の新規採用者を計画的に確保します。

また、今後の財政見通しを鑑みると、現段階では現在実施中の三役を含めた職員の給与カットは平成 23 年度まで継続が必要となります。

徹底した事務事業の見直しや機構改革による内部事務執行の効率化により、総実勤務時間の縮減を進めます。

#### (2) 内部管理経費の削減

##### < 施設の効率的な運営 >

施設の管理運営については、光熱水費や通信費などの一層の節減に努めるとともに、業務委託については仕様や契約方法などを見直しを行い、維持管理経費の削減を図ります。

施設の目的や性質に応じた最適な運営形態について検証し、指定管理者制度への移行などにより、効率的・効果的な市民サービスの提供を行い、施設稼働率の向上に努めます。

##### < 事務経費の削減 >

最小のコストでより良い行政サービスを提供するために、事務用品の節減の徹底化を図るとともに、事務手続きの簡素化、情報通信技術の活用による事務の効率化・迅速化などにより、事務経費の一層の削減に努めます。

また、事務用品等の一括管理を行うなど、徹底的な無駄の排除とコスト削減に向けて全職員が取り組み、内部管理経費の削減を徹底します。

#### (3) 職員の資質の向上

##### < 職員の人材育成 >

地方分権を受け、今後も権限移譲に伴う事務事業が増大する見込となります。職員数の減少に対しても、個々の職員の能力開発、資質の涵養を図るとともに、意識改革を一層加速させ、少数精鋭の人材育成に努め、計画的な事務事業の移行を図ります。

また、職員それぞれが行政の執行者としての責任と誇りを自覚し、住民サービスの維持・向上を目的とした行財政改革であると認識した上で、市民に信頼される、より効率的・効果的な行政執行と財政運営の確立に努めます。



**【施策の見直し】**

現在、国も地方も大変厳しい財政状況にあります。時代に合わなくなった事業を「スクラップ」し、時代が求める事業を「ビルド」すること、また、将来を見据えた上で事業を厳選し重点的な投資を行うなど、時代を的確に捉えながら目標を明確にして財政健全化の取り組みを進めます。

これらのことから、市民ニーズや社会経済情勢の変化等を見極め、事業の必要性・効果・優先度の観点から抜本的な見直しを行い、市民にとって真に必要な行政サービスを最少のコストで提供します。

**(1) 事務事業の見直し****< 補助金等の見直し >**

各種団体の事業費や運営費に対する補助金については、その目的、意義、効果等を精査し、市民活動を停滞させることのないよう、真に必要性の高いものについて重点化を図るとともに、補助の役割が薄れたものについては見直しを行い、終期の設定や廃止、休止、縮小を行います。また、補助金等の必要性と効果については、行政評価システムの活用などにより毎年検証を行います。

協議会等の負担金についても、目的、効果等を精査し、当初の意義が薄れているものは、負担する意義に応じた見直しを行います。

**< 民間委託等の推進 >**

真に行政が担うべき役割を見極めながら、民間事業者が実施することで、より効率的・効果的に行うことができる事業については、民間委託を推進し、サービス水準の向上に努めます。また、現在指定管理者制度を導入して運営している施設についても所期の目的の達成度を検証し、実態に見合った管理運営に努めます。

「公共」は行政のみが担うべきものという従来の考え方から脱却し、行政が担うべき分野を明らかにするとともに、地域において公共サービスの担い手となりうる意欲と能力を備えた地域コミュニティ、民間ボランティア、NPO法人等との協働による公共サービスの提供を推進します。

**< 契約事務の見直し >**

より適正な競争環境の形成を図るため、電子入札制度の拡大等、適正な契約制度の運用や入札制度の見直しを行います。

**< 第三セクター・外郭団体等の健全化 >**

第3セクター・外郭団体等については、社会情勢や行政を取り巻く環境の変化に応じて、団体と緊密な連携を堅持し、常に情報の公開等透明性を確保されるよう適切な行政関与に努めます。また、経営状況の分析及び評価を行い、健全な経営に向けた改革・改善について指導します。

**< その他事業の見直し >**

費用対効果、必要性、緊急性等を十分勘案し、すべての事務事業について廃止、休止を含めた見直しを行います。また、予算規模は縮小しても事業効果は維持、または増大させていくよう創意工夫を行います。

(2) 投資的事業の見直し

< 施策の重点化 >

「住民と行政が奏でる協働のまちづくり」をめざし、「人 輝く 安芸高田」の実現に向け、限られた財源を有効に活用するため、新市建設計画を引き継いだ市総合計画・実施計画事業への重点的な投資により、安芸高田市の将来に向けた基盤整備を行います。

< 事業費の平準化 >

事業費については、事業の効率的、計画的執行の観点から、長期的な視点で事業の平準化を図ります。

< P F I手法の調査 >

低廉で優れた品質の公共サービスの提供を実現するため、P F I手法の活用の調査・研究を進めます。

< コスト縮減 >

事業の計画・設計から、施工、あるいは維持管理に至る全過程において、効率的な事業の実施に取り組み、引き続き、建設・維持管理コストの縮減に努めます。

< 財源の確保 >

事業実施にあたっては、国・県の動向や新規制度等、最新情報を的確に把握し、最も有利な財源の確保に努めます。

< 地方債発行の抑制 >

少子高齢化が進む中、世代間負担の公平性を保つため、地方債発行の抑制に努め、地方債残高を減少させ、将来の公債費負担の軽減を図ります。

(3) 公営企業の経営健全化

< 経営改革 >

上下水道などの公営企業については、料金収入などの事業収入により事業を運営するという独立採算の原則に基づき、市民サービスの維持・向上に留意しながら、経営上の課題を明確にするとともに、各事業についての経営健全化計画を策定し、自立した経営の確立に努めます。

< 基準外繰出金の削減 >

現在、簡易水道事業及び下水道事業会計においては、収支の不足分を一般会計からの繰出金で補てんしているのが実態です。独立採算の原則に立ち返り、事業全般の見直しや受益者負担の適正化に取り組み、基準外繰出金の削減を図ります。

(4) 公債費の抑制

< 事業コストの縮減 >

投資的事業の見直しによるコスト縮減に伴い、新たな借入れを抑制し、特別会計を含め将来的な公債費負担の軽減を図ります。

< 繰上償還 >

高利な政府資金の借換え、また、既発の縁故債などの繰上償還の実施により、将来的な利子負担の軽減を図ります。

### 3 その他の取り組み

#### (1) 予算編成及び予算執行における手法の見直し

##### < 職員の節約意識を高める仕組みの導入 >

事業を行う際の工夫や新たな財源の確保により、予算の節減が認められる場合には、その節減額の一部を、節減を行った部局の翌年度以降の予算に上乘せするなど、各部局の努力が報われ、職員の節約意識が高まる仕組みの導入を検討します。

##### < 財政状況の開示 >

財務情報の開示については、市民に対する説明責任の観点から、よりわかりやすい公開方法、公開内容等に努め、透明性の向上を図ります。

#### (2) 行政評価システムの導入

##### < 行政経営への転換 >

政策や事業等の行政活動について、一定の基準で、できる限りわかりやすい指標を用いて、その必要性や効率性、成果などについて評価し、市民への公表、総合計画の進行管理、予算編成、決算等に活用します。

#### (3) 行政改革集中改革プランの実施と検証

##### < 集中改革プランの継続実施 >

集中改革プランに定めた実施計画の完全実施を目指すとともに、その成果を毎年検証し次年度の改革に反映します。

また、集中改革プランについては計画期間を平成 21 年度までとしていますが、以降も継続して策定し、更なる行政改革の推進に努めます。

#### (4) 地方分権・権限移譲への対応

##### < 地方分権へ向けての組織体制の確立 >

地方分権一括法「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行による地方分権の進展に伴い、市民が分権のもたらす効果を実感できるような行政運営が求められています。限られた行財政資源のもとでますます高度化・多様化する市民のニーズに適切に対処していくためにも、様々な手法を活用して不断に行政改革に取り組み、簡素で効率的・効果的な行政体制の確立をめざします。

また、県からの権限移譲については、市民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情や要望に沿った行政を自主的・総合的に担っていけるよう、計画的な事務の移行に努めていきます。

#### (5) 新たな公会計制度への対応

##### < 新地方公会計制度への対応 >

国において現在研究中である新地方公会計制度については、今後の国の動向に注視しながら的確に対応し、資産・債務の適切な管理や財務情報のわかりやすい開示に努めていきます。

## 健全化方策と目標効果額

(単位:百万円)

区 分	具体的な取り組みと目標値	効果額 (h20～h29)
市税等収納率の向上	収納対策の強化(収納対策計画の策定) 収納率の向上 市税、 保育料、住宅使用料 各種貸付金収入など	110
未利用地売却の推進	未利用地売却の推進 検討委員会を設置し調査検討を図る	安芸高田市売 払財産選定委 員会の活用に よる未利用地 売却の推進
受益者負担の適正化	使用料・手数料の見直し 過去3年以前に見直しをしていない使用料,手 数料については原則料金改定の検討を図る	3年ごとに見 直しを検討
新たな収入確保対策の検討	企業広告の導入 広報誌、ホームページなど	20
地方債の活用	退職手当債の活用 普通交付税の合併加算措置が減額される年度以降に検討	平成 26 年度以降 に活用検討
その他	特別交付税 頑張る地方応援プロジェクト事業	60
	基金運用益の増収 国債による基金運用益	110
	地方分権・権限移譲 権限移譲に伴う委託金の増	434
歳 入 増 加 額		734

財政健全化の推進にあたっては、経済状況や国の構造改革,地方分権改革などの動向を把握しながら、状況の変化に的確に対応します。

また、職員一人ひとりが「最小の経費で最大の効果を挙げる」という基本に立って、それぞれの事務事業に取り組んでいきます。市民に対しては、財政状況をわかりやすく提供するなど、一層の透明性の向上に努めます。

(単位:百万円)

区 分	具体的な取り組みと目標値	効果額 (h20～h29)
人件費の抑制	職員の定員適正化等 時間外勤務の適正管理, 振替休日の活用等 三役, 職員給与カットの継続 H23年度まで	40 531
内部管理経費の削減	退職職員の原則不補充の継続  施設の効率的な運営、事務経費の削減 物件費の削減  物品の一括管理  公用車の小型化、台数の削減  内部管理経費の徹底的な節減	(現状の収支見通しに折り込み済)  30 100  48
内部努力の徹底によるもの		749
事務事業の見直し	補助金等の見直し 補助費等の削減 生活交通バス路線の再編に伴う補助費の削減、単独補助金の見直し 第三セクター・外郭団体等の健全化 経営健全化等による補助費の抑制 民間委託の推進、契約事務の見直し、 防犯灯の管理等その他事業の見直し 施設の統廃合の検討	500  243 146
投資的事業の見直し	施策の重点化、事業費の平準化 コスト縮減、財源の確保、地方債発行の抑制 コストの縮減 P F I手法の活用の調査研究	市総合計画・実施計画により 事業調整
公営企業の経営健全化	経営改革、基準外繰出金の削減 経営改善計画の策定による経営改革の推進  ・水道事業、簡易水道事業及び下水道事業 の経営健全化による繰出金の減少 ・高利の政府資金の繰上償還, 借換え	370
公債費の抑制	繰上償還 高利の政府資金の繰上償還, 借換え 公債費の平準化(支払利子の減額効果額2千万円)	210
施策の見直しによるもの		1,469
歳 出 削 減 額		2,218
歳 入 歳 出 効 果 額		2,952

具体的な取り組み後の収支見通し

4 具体的な取り組み後の収支見通し

(1) 健全化方策取り組み後の財政収支見通し

財政運営方針に掲げる目的を達成するため、健全化計画による目標効果額を今後の収支見通しに反映したものが下記の表です。歳入については、市税等における収納率の向上や基金運用益の増収などによる増加を見込み、歳出については、事務事業のより一層の見直し、公債費の平準化及び平成23年度まで職員の給与カットの継続実施などによる削減を行い、計画4年後には収支の均衡に目途をつけ、平成25年度からは収支不足を解消することとしています。

《健全化方策取り組み後》

(単位:百万円)

区 分		H18(決算)	H19(予算)	H20	H21	H22	H23	H24	H25
歳入 (投資的経費充当財源除)	市 税	3,392	3,719	3,729	3,748	3,767	3,786	3,805	3,824
	地方譲与税	517	265	265	265	265	265	265	265
	交付金	642	605	606	606	586	586	586	586
	地方交付税	9,121	8,770	8,676	8,559	8,439	8,424	8,327	8,234
	内 普通交付税	8,310	8,100	7,976	7,859	7,769	7,754	7,657	7,564
	内 特別交付税	811	670	700	700	670	670	670	670
	分担金・負担金	127	130	127	127	127	127	127	127
	使用料・手数料	541	504	508	508	508	508	508	508
	国庫支出金	896	870	879	888	897	907	916	926
	県支出金	1,060	1,170	1,213	1,223	1,228	1,232	1,237	1,242
	財産収入	28	78	28	28	28	28	28	28
	その他の収入	704	334	305	305	305	305	305	305
	地方債	773	648	641	609	579	551	524	498
	歳入小計	17,801	17,093	16,977	16,866	16,729	16,719	16,628	16,543
歳出 (投資的経費除)	義務的経費	9,960	9,886	9,844	9,643	9,643	9,474	9,348	8,933
	内 人件費	4,336	4,165	4,147	4,052	3,965	3,869	3,917	3,696
	内 扶助費	1,644	1,820	1,838	1,856	1,875	1,894	1,913	1,932
	内 公債費	3,980	3,901	3,859	3,735	3,803	3,711	3,518	3,305
	物件費	2,752	2,957	2,874	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868
	維持補修費	208	215	216	220	225	229	234	238
	補助費等	1,636	1,581	1,586	1,559	1,559	1,559	1,559	1,559
	その他の経費	2,516	2,610	2,400	2,468	2,412	2,433	2,400	2,399
	投資的経費(下記)								
	歳出小計	17,072	17,249	16,920	16,758	16,707	16,563	16,409	15,997
収支(歳入-歳出) - 投資的経費充当可能一般財源		729	156	57	108	22	156	219	546
投資的経費の収支	投資的経費充当特定財源	3,842	2,500	1,960	4,934	2,093	1,699	1,962	2,637
	うち地方債充当額	(2,280)	(1,656)	(1,408)	(3,682)	(1,152)	(1,009)	(1,279)	(2,022)
	計画事業の地方債償還に係る交付税措置	0	0	0	15	56	69	150	345
	投資的経費	4,442	2,694	2,177	5,213	2,203	1,852	2,127	2,851
	うち一般財源必要額	(600)	(194)	(217)	(279)	(110)	(153)	(165)	(214)
	計画事業投資的経費地方債に係る公債費	0	0	0	25	93	115	250	574
計画投資的経費に必要な一般財源の計 B-A	600	194	217	289	147	199	265	443	
ア 歳入合計 +A	21,643	19,593	18,937	21,815	18,878	18,487	18,740	19,525	
イ 歳出合計 +B	21,514	19,943	19,097	21,996	19,003	18,530	18,786	19,422	
合計収支 (ア)-(イ)	129	350	160	181	125	43	46	103	
調整	基金取崩額	540	350	160	181	125	43	46	
	基金積立額	358	1						103
	歳計剰余金基金積立		100						
年度末基金残高	1,046	797	637	456	331	288	242	345	

基金は財政調整基金(歳入歳出の項には基金取崩額、積立額を除き、調整欄に計上しています)

投資的経費に充当可能な一般財源を推計するため、歳入歳出において投資的費用とその他の一般費用を分けています。歳入の投資的経費に充当する国庫補助金、起債などの特定財源及び歳出の投資的経費は別欄の投資的経費の収支に記載しています。

また、平成20年度以降計画の投資的経費に充当する地方債の償還金及び同償還金に係る歳入の交付税措置額についても投資的経費の収支の欄に記載しています。

なお、単年度の歳入に対してその年度の歳出が賄えるかどうかを判断するため、財政調整基金繰入金、積立金は歳入歳出に計上せず、下欄の調整項目に記載しています。

区 分		H26	H27	H28	H29	H30	H31	適 要
歳入 (投資的経費充当財源除)	市 税	3,843	3,862	3,881	3,900	3,919	3,939	
	地方譲与税	265	265	265	265	265	265	
	交 付 金	586	586	586	586	586	586	
	地方交付税	7,944	7,457	6,956	6,440	5,979	5,741	
	内 普通交付税	7,274	6,787	6,286	5,770	5,309	5,071	h31で合併加算終了
	内 特別交付税	670	670	670	670	670	670	
	分担金・負担金	127	127	127	127	127	127	
	使用料・手数料	508	508	508	508	508	508	
	国庫支出金	935	945	955	968	978	988	
	県支出金	1,247	1,252	1,257	1,264	1,269	1,274	
	財産収入	28	28	28	28	28	28	
	その他の収入	305	305	305	305	305	305	
	地方債	474	451	429	420	420	420	
	歳入小計	16,262	15,786	15,297	14,811	14,384	14,181	
歳出 (投資的経費除)	義務的経費	8,591	8,110	7,859	7,539	7,128	6,607	
	内 人件費	3,568	3,404	3,258	3,105	2,970	2,832	
	内 扶助費	1,951	1,971	1,991	2,011	2,031	2,051	
	内 公債費	3,072	2,735	2,610	2,423	2,127	1,724	
	物件費	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	
	維持補修費	243	248	253	253	253	253	
	補助費等	1,559	1,559	1,559	1,559	1,559	1,559	
	その他の経費	2,394	2,381	2,395	2,396	2,396	2,396	
	投資的経費(下記)							
	歳出小計	15,655	15,166	14,934	14,615	14,204	13,683	
収支(歳入-歳出) - 投資的経費充当可能一般財源		607	620	363	196	180	498	
投資的経費の収支	歳入 A 投資的経費充当特定財源	869	678	638	638	638	638	
	うち地方債充当額	(444)	(369)	(364)	(350)	(350)	(350)	
	計画事業の地方債償還に係る交付税措置	418	468	527	613	636	654	
	歳出 B 投資的経費	944	743	705	700	700	700	h24以降は建設計画・総合計画を基にした推計値
	うち一般財源必要額	(75)	(65)	(67)	(62)	(62)	(62)	
	計画事業投資的経費地方債に係る公債費	698	780	878	1,021	1,060	1,090	
計画投資的経費に必要な一般財源の計 B-A	355	377	418	470	486	498		
ア 歳入合計 +A	17,549	16,932	16,462	16,062	15,658	15,473		
イ 歳出合計 +B	17,297	16,689	16,517	16,336	15,964	15,473		
合計収支 (ア)-(イ)	252	243	55	274	306	0		
調整	基金取崩額			55	274	306		
	基金積立額	252	243					
	歳計剰余金基金積立							
年度末基金残高	597	840	785	511	205	205		

普通交付税の合併特例加算措置が平成26年度から段階的に削減され、平成31年度で加算措置が終了します。削減期間中の後半の年度に財源不足生じますが、加算措置の終了する平成31年度以降は、人件費及び公債費の減少により収支は均衡する見込みです。

h19は当初予算額であり、前年度からの繰越明許費(投資的経費1,340百万円)を除いています。

(2) 財政指標の推計

経常収支比率は、依然として高い数値で推移しますが、平成 23 年度以降は徐々に改善し、財政の弾力性は回復傾向にむかいます。しかしながら、歳入の普通交付税の合併特例加算が平成 26 年度から段階的に減少することから、急激な回復は望めないのが現状です。

起債制限比率及び実質公債費比率については、平成 22 年度に地方債の償還のピークを迎えることから、今後、しばらく上昇を続けます。また、既に借入れを行っている地方債の元利償還金が多額であるため、短期間で急速な改善は望めませんが、高利な政府資金の繰上償還、借換えや、交付税措置のあるより有利な起債の選択及び新たな借入れの抑制を行いながら、数値の改善を図ります。

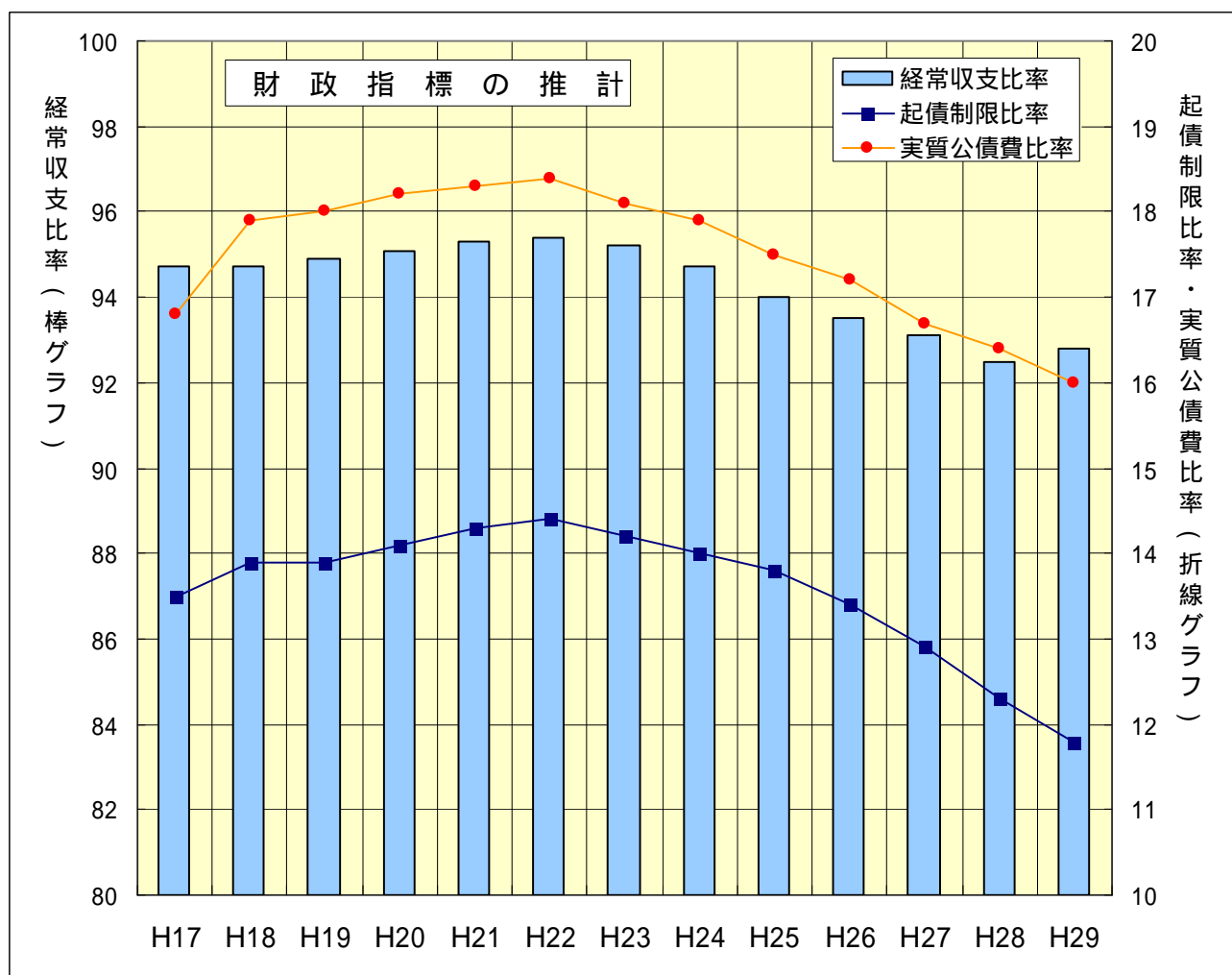
なお、これまでの普通会計の起債制限比率に、上下水道事業など公営企業の公債費に対する繰出金などを含めた、新たな指標である実質公債費比率にも留意していきます。

財政指標の推計(健全化方策取り組み後)

[ h17 及び h18 は決算額 h19 は当初予算時見込数値 h20 以降は推計値 ]

(単位:%)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
経常収支比率	94.7	94.7	94.9	95.1	95.3	95.4	95.2	94.7	94.0	93.5	93.1	92.5	92.8
起債制限比率	13.5	13.9	13.9	14.1	14.3	14.4	14.2	14.0	13.8	13.4	12.9	12.3	11.8
実質公債費比率	16.8	17.9	18.0	18.2	18.3	18.4	18.1	17.9	17.5	17.2	16.7	16.4	16.0





## まとめ

これまで、市の行政懇談会などにおいて市の財政状況を説明していく中で、「合併してすぐ財政が厳しいというのはどうしてなのか」、「新市建設計画における財政計画では財政危機となるようなことはなかったのではないか」などの厳しい意見も聞かれました。

合併前は、旧六町の財政状況は決して良好とまでは言えないまでも、当時は、現在国の進めている三位一体改革による地方交付税や国庫補助金負担金などの大幅な削減が予想されず、多くの自治体が急激に財政危機に陥る状況だとは考えておらず、財政状況が悪化していると認識しながらも、合併による財政効果によって、財政状況を維持できるのではないかとといった安易な考えがあったことは否めません。

しかしながら、旧六町の財政状況は、合併前のすべての団体で財源不足が生じており、その不足分を基金で補てんするという綱渡りのような財政状況であり、そのままの財政運営を続けていけば基金が底をつき、もっと早い時期に財政的に行き詰る事態となっていたと思慮されます。

率直に言えば、このたびの合併は財政的に生き残りをかけた手段のひとつでもありました。

今後、収支が均衡した健全な財政運営を確立できるかどうかは、組織・機構の見直しはもとより、行政改革大綱・集中改革プランを着実に実行し、財政健全化計画に基づき、歳入の確保とその歳入に見合った歳出構造への転換が実現できるかにかかっています。

将来を担う安芸高田市の子どもたちに健全な財政を引き継ぎ、「住民と行政が奏でる協働のまちづくり」をめざし、誰もが心豊かで幸せに暮らせるまち、「人 輝く 安芸高田」の実現のためには、抜本的な行財政の健全化は避けてとおることのできない課題のひとつです。

通常、財政健全化計画は、先の見通しの立ち易い5ヵ年程度が例となっていますが、本市の主要な一般財源である普通交付税は、現在合併による特例加算措置により増額交付されていますが、合併11年後である平成26年度から合併加算措置の大幅な減額が始まります。依存財源である交付税の歳入減の影響が大きく、これに対応するため10ヵ年の長期的な計画としております。

これから、平成20年度の予算編成の時期を迎えますが、それと並行して、長期財政健全化計画を基に、行政改革大綱及び集中改革プランと連動し、さらに、市の総合計画・実施計画と整合させ、より具体化した健全化方策と目標効果額を定めた中期的な行財政の運営計画が必要となります。

行財政の健全化を実施するうえで、使用料等の改定、事務事業の見直しや団体等への補助金の引き下げなど、少なからず市民生活へ影響を及ぼすことになると思われませんが、組織・機構改革の過程にある今後5年間で最も財政状況が厳しく、また同時に、これまでの行財政構造を見直す唯一の機会でもあると考えております。

皆様のご理解とご協力を重ねてお願いいたします。